

二〇〇九年度 福山市政に対する要求書

日本共産党広島県東部地区委員長
日本共産党福山市議会議員団

寺田	明充
村井	明美
高木	武志
土屋	知紀
式部	昌子

二〇〇八年十二月二十六日

福山市長 羽田 皓 様

市政の基本姿勢について四つの転換を

- 一. 汚職・不正を根絶し、清潔・ガラス張りの市政実現へ
数年来、新聞紙上でたびたび福山市の不祥事が報道されてきた。市長先頭にえりをただし、地方自治法をはじめ法令を遵守し、汚職・不正を根絶し、市民の信頼を取り戻すこと。
随意契約の乱用を戒め、清潔・公正な入札・契約制度確立に一層力をつくすこと。
- 二. 福祉を犠牲にした約二四八億四六七万円余（平成十九年度決算）もの「ためこみ主義」や、後年度市民負担になる市債（一般会計・平成十九年度末一六〇一億八一四〇万円余、特別会計二二四五億八五七一万円余）を増高させながら推進している、国・県・大企業主導の大型開発投資をとりやめ、中核市として拡大された事務権限を使って、四十六万市民の暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に重点をおくこと。
- 三. 「地方行政改革」「構造改革」の名での市民サービスの低下、福祉・教育の切り捨て政策をやめ、市民本位の効率的でムダのない真の行政改革をすすめること。
- 四. 部落解放同盟への団体補助金や福山市人権交流センター内に「部落解放同盟福山市協議会」の事務所を無償貸与するなどの特別扱いをキツパリ廃止し、同和行政終結を明確に示すこと。押し付けの「人権啓発」はやめること。

二〇〇九年度国家予算の抜本的くみ換えを

二〇〇九年度国家予算案は、〇八年度一次補正予算、二次補正予算案、および〇九年度予算案の三つで「景気対策の三段ロケットと呼ぶ「麻生経済対策」として打ち上げた。しかし、その中身は、危機に陥っている国民生活を支援するにはほど遠いと言わざるを得ない。国に対して、国家予算の組み替えを強く求めること。

一、地方交付税は自治体に配分される出口ベースで十五兆八千二百億円で、〇八年度比で四千億円増となったが、「二兆円」上積みは実現していない。「三位一体改革」のもとで、二〇〇〇年度の二十一兆円余りから大幅に減らされている。今回の増額だけでは、地方財政の疲弊を打開できない。政府に対して、地方への税源移譲を確実に図り、地方交付税を拡充するとともに、教育や福祉への財政責任を果たすことを強く求めること。

一、深刻な経済危機のもとで、解雇によって職場も住まいもなくした労働者や、仕事の減少や資金繰りに苦しむ中小業者など、国民は悲痛な叫びをあげている。ところが、来年度予算の財務省原案と今年度の第二次補正予算案は、国民の苦しみや不安を打開する実効ある対策は示さないまま、あいかわらずの大企業・大銀行・大資産家応援と、消費税増税の期限も明示した具体的シナリオだけははっきりと打ち出すという、冷酷非情な予算案となっている。企業・大銀行・大資産家応援、その一方で国民には消費税増税の路線を引く国家予算の組み換えを行うよう、政府に強く求めること。

一、企業の非正規労働者切り捨てや大銀行の貸し渋りをきっぱりとやめさせ、深刻化する雇用や中小企業への対策を手厚く、俊敏に行うこと。

一、社会保障予算は「埋蔵金」で一時しのぎをするだけで、毎年二千二百億円削減という切り捨て路線に固執し、後期高齢者医療制度も存続させるなど、国民を苦しめてきた構造改革路線への反省はまったく見られない。年間十三兆円もの国民への負担増を放置したまま、給付金のばらまきにしても、景気は少しもよくなる。社会保障予算を抜本的に増やし、後期高齢者医療制度の撤回、障害者自立支援法を抜本的に見直し、応益負担を撤回すること。介護保険制度、国民健康保険制度などの国庫負担金を抜本的に増額すること。

一、海外子会社からの配当非課税化、証券優遇税制の三年間延長、銀行への資本注入と銀行株式買い取りのために新たに三十兆円もの公的資金枠を設けるなど、大企業・大銀行・大資産家へのいたれりつくせりの大盤振る舞いや企業中心の予算編成を取りやめ、国民生活最優先の予算編成を行うこと。

一、軍事費は、四兆七千七百四十一億円（〇・一％減）で、〇八年度比同水準を維持している。在日米軍駐留経費・「思いやり予算」は一千九百二十八億円、米軍再編経費は六百一億円増である。アメリカいいなりの軍事予算を大幅に削減すること。

一、巨額の国債発行に加えて、ほんらい恒久的財源を確保すべき基礎年金国庫負担（二・五兆円）を「埋蔵金」頼みにする、道路特定財源の一般財源化の公約も事実上骨抜きにするなどの予算編成となっている。これは結局、消費税増税を国民におしつけることをねらったものである。政府は大企業や大資産家に七兆円も減税しながら、その一方で「中期プログラム」に、二〇一〇年度に増税法を制定し、二〇一一年度に消費税増税を開始することを明記しようとしている。経済危機打開の道も示せないのに増税計画だけは打ち出す無責任な予算編成を取りやめること。

一、「カジノ資本主義」の破たんのツケを雇用や中小企業など国民に回すことをゆるさず、くらしをささえ、内需主導の経済への転換によって経済危機の打開をはかること。

二〇〇九年度福山市の予算編成を市民生活最優先に

(1) 一律削減を改め、くらし・福祉・市民生活最優先の予算に

本市の新年度財政見通しは、景気動向などから法人市民税の大幅な減少や、固定資産税は地価評価替えの動向などから引き続き減少、市税全体では大幅な減少を見込んでいる。

一方、地方交付税は一定程度の増加が予測されるが、全体として一般財源は減少すると見込まれている。そのため、行財政改革の一層の推進や歳出全般の徹底した見直しと施策・事業の激しい選択と重点化に取り組み、より重点的な財政配分に努めるとして、七つのキーワードにもとづく重点化を図るとされているが、市民が生活苦にあえいでいる今日、ムダ遣いを省き、くらし・福祉・教育・防災最優先の予算を確保し執行すること。

○ 財政が厳しい中でも、福山駅前周辺整備や駅前再開発事業推進、北産業団地の造成など、都市基盤整備は進めようとしている。大型公共事業の見直しや経費削減を行うこと。特に伏見町と東桜町の再開発事業のマンション建設や大型商業施設については、慎重を期し、身の丈にあった規模のものに改めるよう指導・連携を図ること。駅前整備事業は、福山城の遺構を破壊する地下駐車場建設は取りやめること。

○ 「自助、共助」の強調で、補助金の総額抑制が引き続き行われているが、高齢者福祉を始め、必要な予算を確保して、自治体の役割を果たすこと。

○ 指定管理者制度にもとづく公の施設の管理について、サービス低下や使用料などの引き上げにつながるらないように、市の財政責任を果たすこと。

○ 合併建設計画に位置づけられた事業については、斎場や都市計画道路など、過剰投資とならないよう精査すること。

○ 「コスト意識を優先した」として、公立保育園や幼稚園の民営化・統廃合や使用料・手数料の安易な引き上げを行わないこと。

大企業のリストラや派遣切りを許さず、市民の雇用・くらしを守る緊急対策を

(1) 大企業の減益を理由とした「派遣切り」や「解雇」を許さず、労働者のくらしを守り、住居の保障など、手だてを尽くすこと。

○ シャープに対して、派遣労働者の打ち切りをしないことを強く求めること。

○ 経済的な優遇措置を行うなどして、市が誘致した企業が、景気悪化を理由に、安易な解雇を行わないよ各企業に申し入れること。

○ 地域経済や雇用・関連企業の経営に影響を与える誘致企業のリストラ計画については、全容を公開し、福山市と事前協議を行うシステムを構築すること。

○ 派遣労働者の相談窓口を恒常的に設置し、「雇い止め」問題や住宅の確保をはじめ非正規労働者らの切実な要求にこたえる相談を行うなど、雇用と生活を守る施策を実施すること。

○ 労働者派遣法を抜本改正して、一九九九年の改悪前に戻すよう、国に強く要望すること。

○ 「有期雇用」を厳しく制限するよう、労働基準法の改正を国に強く要望すること。

一 福祉行政について

貧困と格差が拡大するなか、憲法25条が保障した国民の生存権をまもる社会保障の役割はきわめて大きくなっています。ところが、自民・公明政権は、「自助努力」「自己責任」ばかりを強調し、社会保障にたいする国の責任を投げ捨て、あらゆる分野で制度の改悪をすすめてきました。さらに、小泉内閣以後、社会保障予算の自然増を毎年削減してゆく路線が、日本経団連など財界の号令によって決められ、毎年、「二千二百億円削減」という“ノルマ”を達成するために、年金・医療・介護・福祉が切りすてられる異常な政治がつづいています。

そのために、日本の社会保障制度は、国民のくらしをささえるという本来の機能を大きく失い、生活苦や将来不安を増大させる大きな要因になっています。

医療では、生活困窮者からの国保証とりあげが横行し、受診抑制による重症化や死亡事件が各地で発生しています。介護保険でも、在宅サービスの切り捨て、施設利用料の値上げ、療養病床の削減などにより、ともにサービスが受けられない「介護難民」が急増しています。国民年金の保険料は、実質納付率でみると過半数が払えておらず、高すぎる保険料ときびしすぎる受給資格要件のために、膨大な無年金・低額年金者が生まれかねない状況です。生活保護では、保護申請を門前払いしたり、無理やり保護を「辞退」させる非情な行政が横行し、保護を打ち切られた人の餓死や孤独死が続発しています。もともと支援を必要とする低所得者が真っ先に制度から「排除」され、社会保障が貧困と格差を是正するどころか、逆に拡大する事態が生まれているのです。

国民生活の土台をささえ、ほんとうに安心できる社会とするには、社会保障削減路線をやめ、拡充へと舵を切りかえることが必要です。住民生活を守る、地方自治体としての役割を十分発揮するよう求め、次のことを要望します。

【ア】介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の国庫負担をただちに二五%から三〇%に引き上げを実現するよう、あらゆる努力をつくすこと。
- (2) 保険料・利用料を、支払い能力に応じた負担に改めるよう、政府に求めること。また、市の保険料減免制度を早急に拡充すること。
- (3) 介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を撤廃し、「市長が必要と認める者」とするなど、使いやすい制度とすること。
- (4) 住宅改修費の支給（介護リフォーム）は、償還払いとせず、現物支給とすること。
- (5) 「ホテルコスト」の導入により、利用者負担が増加しています。食費・居住費負担軽減制度を抜本的に拡充すること。
- (6) 在宅サービスの利用限度額を抜本的に引き上げること。
- (7) 在宅でも施設でも、安心して暮らせる基盤整備を行うため、国に対して、財政支援を強めるよう求めること。
- (8) すべての待機者が解消できるよう、特別養護老人ホームをさらに増設すること。
- (9) 介護・医療・福祉・公衆衛生の連携をつよめ、高齢者の健康づくりをすすめること。
- (10) 介護労働者の労働条件を守り、そこで働く人が、最低限の労働条件を確保し、必要な研修を受けられるよう、介護労働者の待遇を改善すること。
- (11) 高齢者施設での感染症予防マニュアルを実効あるものにするため、抜本的な予算措置を行うこと
- (12) 介護ベッド、車イスやヘルパーなどのとりあげをやめること。
- (13) 軽度者からの介護とりあげを中止すること。
- (14) ケアプラン作成の「門前払い」や「たらい回し」をやめ、介護が必要と認定されても、介護保険が利用できない事態をなくすこと。
- (15) 介護施設の利用料負担軽減制度を創設すること。
- (16) 本市独自の食費負担軽減制度を、継続、拡充すること
- (17) 介護・福祉労働者の待遇の改善を行うよう、賃金アップの緊急措置を講じること
- (18) 介護の人材不足を打開するために、事業所にたいする介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で職員の賃金を月額三万円ひきあげるよう求めること。
- (19) 介護事業所について、ケアプラン作成の報酬などを含め、介護報酬を実態に見合って引き上げるよう国に求

めること。特別養護老人ホームの報酬単価を設定する際に用いられている「人件費比率四〇％」は低すぎるため、至急改善するよう、国に求めること。

- (20) 報酬引き上げが利用者負担に連動しないしくみをつくるよう、国に求めること
- (21) 職員配置基準「三対一」について、国は、「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置のあり方に係る基準等について検討を行うこと」（「人材確保指針」としています。安全でゆきとどいた介護・支援がおこなえるよう、特別養護老人ホーム・老人保健施設などの職員配置基準の改善、認知症高齢者のグループホームの「一人夜勤」は「複数夜勤」に改善するよう、国に求めること。
- (22) 職員確保のために、採用時における十分な研修や「介護職員基礎研修」を有給で保障するための本市独自の財政支援をおこなうこと
- (23) 小規模・多機能居宅介護事業所、グループホームなどが地域にきめ細かく整えられるよう、財政支援を国に求めること。
- (24) 住宅のリフォームがすすめられるよう、介護保険の住宅改造費を拡充するとともに、住宅改造助成制度の新設・拡充をはかること。高齢者むけケア付住宅・施設整備を拡充すること。
- (25) 民間賃貸住宅に暮らす高齢者への市独自の家賃補助制度を創設すること。
- (26) 高齢者の就労の場の確保のために活動している団体に対し、財政的支援を行うこと。
- (27) 高齢者への配食サービス、見守り活動、緊急通報システムなどの普及・拡充をはかること。

【イ】高齢者福祉行政について

高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。ところがいま、自公政権のもとで、高齢者を”じやまもの“あつかいする悪政が横行しています。高齢者を差別し、際限のない負担増をおしつける後期高齢者医療制度に、全国の高齢者が怒りの声があがっています。

国保税、介護保険料の相次ぐ値上げが家計を圧迫し、療養病床の削減、介護施設の経営危機・人手不足は、「介護崩壊」ともいえるべき深刻な事態を引き起こしています。くわえて、国家による詐欺にひとしい「年金記録のかいざん」問題です。自公政権の高齢者いじめ、無責任政治はひどすぎます。

高齢者世帯は、貧困で厳しい生活を余儀なくされています。高齢者に、「自助努力」、「自己責任」を強要し、負担増と福祉のきりすてをすすめる政治では、生活破壊と貧困化がますます深刻化し、老後不安はつるばかりです。

高齢者が大切にされ、安心して老後をおくれる市政の実現をめざし、次のことを要望します。

- (1) 後期高齢者医療制度の中止撤回を国に求めること。
- (2) 高齢者に対する新たな窓口負担の引き上げをやめるよう国に求めること。
- (3) 老人医療費助成制度を継続すること。
- (4) あんま、マッサージ、はり、施術費の助成券制度を、継続、拡充し、年間十二枚以上交付すること。また、対象年齢を六十五歳からとすること。
- (5) 福山市長寿祝い金を七十五歳以上の、全ての高齢者に毎年支給すること。支給額を制度発足時に戻すこと。
- (6) 老齢福祉年金の所得制限を撤廃するよう、国に対して、申し入れること。
- (7) 高齢者インフルエンザ予防接種料金を、完全無料にすること。
- (8) お出かけ乗車券の交付金額を、抜本的に増額すること。また、支給対象年齢を六十五歳から、とすること。
- (9) 高齢者・障害者住宅整備資金の貸付制度について、貸付利率を引き下げること。
- (10) 家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望すること。
- (11) バスの無料パス券制度をつくること。
- (12) 保険適用で、本人にびったり合った入れ歯がつくられるよう国に働きかけること。
- (13) 療養病床の削減計画中止と、安心して入院治療・療養ができるよう体制整備を国に強く求めること。
- (14) 安心できる年金制度改革として、掛け金なしでも、一人で月額五万円、夫婦で月額十万円の年金がうけとれる最低保障年金制度の創設を国に求めること。
- (15) 「消えた年金問題」の早期解決のため、相談・問い合わせ、未払い金の支払いなどに対応できる体制を抜本的に強化するよう、国に求めるとともに、市としても充実すること。

【ウ】障害児・者施策について

障害者自立支援法の施行により、福祉サービスや自立支援医療（更生、育成、精神通院医療）に導入された原則一割の「応益負担」は、この制度の根本的な矛盾、欠陥であることがますます明らかになっています。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」などとして負担を課すという「応益負担」は、憲法や福祉の理念に反します。重い負担のために、サービスの利用を抑制せざるをえなくなった障害者も出ています。事業所に対する報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は困難に陥っています。

こうした現状に対し、史上空前の運動で“障害者自立支援法を見直せ”と立ち上がった障害者団体の努力などにより、政府も利用料軽減等を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施せざるをえなくなりました。しかし、いくら負担軽減をおこなっても、「応益負担」制度がある限り、障害者の不安をとりのぞくことはできません。

二〇〇九年度に予定されている“三年後の見直し”にあたり、政府に対し、自立支援法の根本的見直しの要求が必要です。「応益負担」制度は廃止し、応益負担原則による無料または低廉な利用料になるようにすべきです。以上のことを踏まえ、次のことを求めます。

- (1) 自立支援医療の応益負担制度を廃止し、原則無料の公費負担医療制度とするよう国に求めること。育成医療は、児童福祉法に戻すことを求めること。
- (2) 施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月払いに改めるよう、国に求めること。
- (3) 福祉労働者の賃金を、全額公費措置により、月三万円の引き上げをはかるよう、国に求めること。市としても努力すること。
- (4) 給食・事務・施設長など削減された職員配置規準を復活させるとともに、グループホームやケアホームの夜勤体制の改善をすすめること。
- (5) 事業体系、障害程度区分、自立支援医療などを抜本的に見直すこと。
- (6) 介護保険料の徴収年齢を引き下げて、国民に負担増を求めるとともに、障害者福祉のサービス水準の低下も招く、介護保険と障害者福祉の「統合」反対を国に表明すること。
- (7) 重度心身障害者（児）医療費助成制度を国の制度として確立するよう求めること。
- (8) 真に施設・病院からの地域への移行がすすむように、国に対し「精神障害者退院支援施設」の撤回を求めること。精神障害者の相談支援活動やすまいの確保をすすめること。
- (9) すべての障害者を福祉サービスの対象とする「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、国に働きかけること。障害者予算の抜本的増額をすること。

【利用者負担の軽減について】

- (1) 福祉サービス利用料の負担上限額の引き下げ、社会福祉法人減免制度の拡充やNPO法人など社会福祉法人以外の利用額減免制度の創設、利用者負担の軽減策を拡充すること。
- (2) 自立支援医療の負担上限額の引き下げ、負担軽減策の拡充をおこなうこと。自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲は、ただちに見直すよう国に求めること。
- (3) 障害者の自立に逆行する世帯単位での収入・資産の認定をやめ個人単位にすること。

【事業者の報酬について】

- (1) 当面、自立支援法施設に移行しない小規模通所授産施設や福祉工場、精神障害者社会復帰施設などについて運営費補助金は従前通り確保し運営の安定を保障すること。当初予算で不足する場合には必ず財源を確保すること。

【障害程度区分認定について】

- (1) 障害程度区分の判定が身体動作に偏重しているため、精神障害、知的障害、内部障害などの実態が正しく反映されず、必要なサービスが受けられない問題が発生しています。障害ごとに、その特性が反映されるように、認定基準及び認定手続きを見直すこと。
- (2) 障害程度区分は介護保険と違いサービスの上限ではなく、あくまでも支給決定の目安である。障害程度区分が事実上のサービス制限とならないようにすること。

【地域生活支援事業について】

- (1) 「地域生活支援事業」について、利用料を無料または応益負担による低廉な料金とすること。
- (2) 小規模作業所が、安定して運営がおこなえるよう、地域生活支援センターについて補助基準を大幅に引上

げること。希望する小規模作業所が義務的経費の諸事業に移行できるよう要件緩和を国に求めること。

【基盤整備について】

不足している精神障害者のグループホームなど、基盤整備のための「特別計画」を策定し、予算を大幅に増額すること。

【働く権利の保障】

- (1) 授産施設・福祉工場など福祉的就労に対する利用者負担を廃止すること。重度障害者のための福祉的就労の場を整備すること。
- (2) 法定雇用率・納付金を上げるとともに、精神障害者への適用拡大と障害者の就労環境の整備を義務づけるなど、新たな就労支援施策の前進を図ること。
- (3) 障害・疾患を理由にした不当な差別や解雇を禁止すること。
- (4) 市の責任で、特別枠で障害者雇用の場を拡大すること。また、職員採用試験について、点字などによる試験など、障害者の受験を確保するための措置を講ずること。

【障害者の所得保障】

- (1) 学生の無年金障害者などへ「特定障害給付金」が支給されることになったが、すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決するよう、国に求めること。特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げること。
- (2) 障害者が自立して生活を送ることができるよう、各種手当を大幅に引き上げること。

【難病対策】

- (1) 小児慢性特定疾患について、対象となる患者の要件緩和とともに対象疾病を拡大すること。また、対象者が成人後も、制度を継続すること。
- (2) 医療保険制度の中で、難病全体を恒久的に負担軽減する制度となるよう、国に要望すること。
- (3) 難病患者の特定疾患治療研究事業について対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担に戻すよう、国に求めること。
- (4) 治療中のウイルス性肝炎患者に対し医療費及び生活費支援を行うこと。当面、ウイルス性肝炎に対するインターフェロン療法や、肝硬変、肝がんに対する治療などを特定疾病制度の対象とするよう、国に求めること。
- 肝機能障害を「身体障害者福祉法」の内部障害の対象とすること。障害年金の認定基準を緩和し、慢性肝炎なども支給対象とすること。公費による無料のウイルス性肝炎の検査制度を確立すること。ウイルス性肝炎治療体制を確立すること。就学・就労差別をなくすよう具体的施策を講ずること。
- (5) パーキンソン病治療薬の薬価を引き下げること。
- (6) てんかんの専門医療機関の整備、相談・支援体制の充実を図ること。

【精神障害者の地域生活支援】

- (1) 障害者施策の中で最も遅れた分野である精神障害者施策の抜本的改善をはかること。とりわけ、通院治療・生活支援施策・働く場の保障など、安心して暮らせる施策の充実を図ること。
- (2) 精神障害者の雇用促進対策を強化すること。

【障害児の発達保障について】

- (1) 発達障害者支援センターの建設を早急に行うこと。発達障害者支援法にそって、診断・治療にかかわる医師など専門家の育成、乳幼児健診や就学時健診での早期発見体制の整備などをより一層推進すること。
- (2) 障害の早期発見・治療・発達保障のための発達クリニックや通所指導相談などを拡充すること。
- (3) 専門的な教職員など必要な人員を確保し、学校、地域、福祉・医療など横断的な支援体制を確立し、一人ひとりの障害と発達に見合った就学相談・指導を拡充すること。
- (4) 市民病院への小児科医の増員をはじめ、専門医の配置、保健師の増員をすること。
- (5) 障害児の早期発見・早期対応の体制を充実させるために、現行の四ヶ月児健診に加え、七ヶ月、十ヶ月、一歳の健診制度を実現すること。はがきの通知、電話や訪問で把握するなど、健診漏れ、障害・疾病の発見漏れ、対応漏れがないよう力を尽くすこと。
- (6) 保育所、幼稚園における障害児保育・教育を一層充実させ、必要とされる設備の改善、職員の配置を行い、あわせて専門機関の援助、指導が十分受けられる対策を講ずること。

- (7) 乳幼児期の障害児施設は、障害別による縦割り対応を改め、実態に即して全ての障害乳幼児を保育・療育できるシステムを確立すること。
- (8) 十八歳を越えた難病患者（小児特定疾患）も無料となるよう制度改善すること。
- (9) 先天性代謝異常など、食事療法が必要な幼児が入所している保育所に、調理員増員の特別加算措置を講じること。
- (10) 児童デイサービスの利用児童の年齢要件を緩和するとともに、報酬単価を引き上げること。

【障害者の範囲の見直し。総合的障害者福祉法、障害者差別禁止法の制定】

- (1) 難病、高次脳機能障害、てんかんなど「施策の谷間」でサービスを受けられない患者 障害者が十分な福祉サービスを受けられるよう、総合的な福祉法を制定するよう、国に求めること。
- (2) 障害を理由にした差別禁止を实效あるものにするための「障害者差別禁止法」の制定を国に求めること。

【情報アクセス権の保障】

- (1) 障害者が必要な情報を利用できるように、字幕や手話をつけたビデオ・DVDの製作、複製、送信などの著作権について法的整備をすすめるよう国に求めること。
- (2) 災害時の、障害者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために万全の対策を行うこと。
- (3) 講師やサポーターを養成し、障害者を対象としたIT講習に取り組むこと。
- (4) 視力障害者や聴覚障害者、聾啞者のコミュニケーションが円滑に行われるよう施策を講じること。
- (5) 手話通訳者や点字奉仕員の要請を積極的に行うこと。
- (6) 市役所の主要な部署や市民病院に手話通訳者の配置すること。
- (7) 市職員の希望者への手話通訳研修を行うこと。

【バリアフリーなど社会参加の促進】

- (1) 障害者が自由に安全に移動し、社会参加する権利を保障するため、不特定多数が利用する施設・空間のバリアフリー化を促進すること。交通バリアフリー法・ハートビル法で努力義務とされている既存施設のバリアフリー化をすすめること。
- (2) 障害者にたいする利用拒否やバリアフリー施設の不正改造など権利侵害が起こらないよう、事業者への指導を強めること。
- (3) すべての障害者がバリアフリー新法の対象になることを事業者・関係者に徹底し、公共交通機関等の利用の際の配慮、バリアフリー整備計画の策定や事業実施の際の意見反映を保障すること。
- (4) 駅ホームからの転落防止のため、可動式柵やホームドアの設置をJRに求めること。音響信号機とエスコートゾーン整備を促進すること。聴覚障害者向けの光、音量増幅、振動、文字による情報提供、窓口での筆談対応などを基準に盛り込むこと。
- (5) 交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に拡大すること。「一〇〇キロメートル制限」を撤廃し、JRの特急・寝台料金も割引の対象とすること。
- (6) 障害者が安心して生活できる公営住宅を整備すること。
- (7) 障害者総合スポーツセンターを交通の便利なところに建設を進め、温水プール、体育館、宿泊施設を設立すること。
- (8) 知的障害者の移動や社会活動への参加を保障する施策を実施すること。
- (9) 知的障害者のガイドヘルパー制度を創設すること。
- (10) 知的障害者専門のホームヘルパーを配置すること。
- (11) 知的障害者の就労支援、生活支援の制度を創設し、グループホームを増設すること。
- (12) 医療ケアを必要とする重症心身障害児・者の学校卒業後の通える場を保障する、重症心身障害児・者通園事業を創設すること。
- (13) シニアカー購入や、改造、バッテリー充電など、維持費への補助を行うこと。
- (14) 緊急保護制度の拡充を図る。特に、重度障害者の専門医療体制を市民病院に整備する
- (15) すこやかセンターの喫茶室利用料を減免すること。働く精神障害者の休憩・交流室を整備すること。
- (16) 治療上必要な眼鏡は、治療用装具として認定するよう、国に要望すること。

【参政権の保障について】

- (1) 在宅投票制度の対象者拡大を国に求めること。周知徹底や、手続きの簡素化など、いっそうの改善を図る

こと。

- (2) 国に対し、全ての政見放送に字幕をつけるよう求めること。点字広報や点字記載の投票用紙を配布すること。
- (3) 投票時のガイドヘルパーの派遣や投票所のバリアフリー化を進めること。
- (4) 在宅投票制度の対象者拡大や手続きの簡素化など、いっそうの改善を図ること。
- (5) 投票時の障害者の安全確保のため、全ての小・中学校の体育館入口をバリアフリーとすること。

【教育の保障について】

- (1) 情緒障害児や、重度化している障害児学級への複数教員配置を実現すること。
- (2) 普通学級に障害児が在籍している学校には、教員の加配を拡充すること。
- (3) 「訪問教育」などの病弱児の就学補償を実態に合わせてきめ細かく行うこと。

【エ】生活保護行政について

- (1) 生活福祉課の窓口に、生活保護申請用紙を備え付け、いつでも誰でも申請書類を入手できるようにすること。
- (2) 保護申請から決定までの期間は、二週間以内との原則を厳守すること。
- (3) 生活保護申請の受理は申請書のみで受け付け、申請書類等の添付を条件としないこと。
- (4) 資産調査のための同意書を求めることをやめること。調査のための同意書の必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためのみ、使用すること。
- (5) 生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、誰もが利用しやすい制度に改善すること。また、原資を抜本的に増やすこと。
- (6) 生活保護申請の受け付けは、要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき、無条件で受けつけることを徹底すること。
- (7) ホームレスを生まないための施策を講じること。住所の定まらない人や、ホームレスに陥る可能性のある人は、申請者の居所を住宅地として、直ちに生活保護の適用を行い、住む家の確保の援助をすること。
- (8) 市として、一次宿泊施設等（シェルター）を設置すること。緊急避難措置として、公営住宅の空き室を利用し、緊急時に対応できる措置を講じること。
- (9) 通院のために必要な移送費の支給は、手続きを簡便にすること。
- (10) 治療材料費の給付を実施要領どおりに行うこと。特に、必要と認められる治療材料について、実施要領の明示が無い場合も特別基準の設定等を、積極的に活用し、給付すること。
- (11) 入院や手術が必要となった場合、安心して治療を受けることが出来るよう、最低生活費の具体的な説明を行うこと。
- (12) 被保護世帯に対して、家電リサイクル法に基づく処分費用を支給する制度を創設すること
- (13) 居住地の貸借契約を締結する際や、更新の際に求められる火災保険料を支給すること。新規にガスの供給契約を締結する際に求められる保証金を支給すること。
- (14) 被保護世帯で、必要と認められれば、公衆浴場の入浴券を支給する制度を創設すること。
- (15) 移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図ること。
- (16) 福祉事務所の定数を定める条例を制定すること。ケースワーカーの定数を大幅に増員し、定数は、被保護世帯六十五世帯に一人の割合とするよう、職員配置を増員すること。
- (17) 最低生活保護基準を引き上げ、老齢加算・母子加算・障害者加算を元に戻すよう国に求めること。
- (18) リストラによる離職や、住居喪失の労働者について、生活保護の申請が出された場合、「特別な事情」として、速やかに保護が受給できるよう、特別な措置を講じること。

【オ】国保行政について

- (1) 高すぎる国保税を引き下げること。
- 1、国庫負担率を元の四五％に還元するよう政府に求めること。
- 2、国保会計の黒字は、税の引き下げに使うこと。十億円余の国保基金を取り崩して、ただちに国保税を少なくとも世帯あたり一万円引き下げること。
- 3、県に対して、国保税引き下げの補助金の創設を求めること。福祉医療波及分について、県からの支出を

求めること。

- 4、一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。
 - 5、保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。
- (2) 資格証明書や短期被保険者証の発行は取りやめ、市民が医療にかかる権利を保障すること。
- 1、「資格証明書は発行しないことを基本に」とする立場を堅持し、税の滞納を理由とした資格証明書や短期保険証の発行はやめ、原則として正規の保険証を交付すること。
 - 2、被保険者が傷病者となった時には、ただちに国保証を無条件で発行すること。
 - 3、資格証明書で医療を受けた際の医療費還付金について、滞納国保税への補填強要をしないこと。
 - 4、被保険者の生活実態や健康状況をよく把握し、心通うあたたい納税相談を貫き、生活実態を無視した滞納分納誓約は行わないこと。
 - 5、生活保護世帯と同等、あるいはそれ以下の生活実態の世帯には、資格証明書の発行は、行わないこと。
- (3) 各種手当金の拡充や申請減免制度の拡充を図ること。
- 1、国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。
 - 2、葬祭費の増額を行うこと。出産手当金については、さらなる増額を行うこと。
 - 3、生活保護基準の一三〇%ないし一五〇%までの低所得者に対して、税の減免が出来るようにすること。
 - 4、一部負担金減免制度を拡充すること。特に前年度所得の五〇%激減条件を外し、生活保護基準の一三〇%ないし一五〇%までの低所得者に対して適用するよう、実効あるものとする。

【カ】後期高齢者医療制度について

国の健康保険法などの一部改訂で、後期高齢者医療制度が創設され、七十五歳以上の全ての高齢者から、保険料を負担させることとしました。また、「後期高齢者の心身の特性などにふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築する」としています。このことは、六十五歳以上の透析患者などの障害者や、七十五歳以上の高齢者の医療給付を抑制する差別医療となる大きな危険性をはらんでいます。財政運営は、都道府県単位で広域連合が実施し、保険料率も広域連合で定めることとされ、市議会の審議が及ばなくなっています。

- (1) 全国から反対の声が噴出して、後期高齢者医療制度の撤回を国に求めること。
- (2) 保険料の滞納を理由とした資格証の発行は、厳に行わないこと。

【キ】保育行政・子育て支援策について

国の政策として、国民の暮らしを支え、人間らしい生活を取り戻す政治、経済と社会への転換こそ、急激な少子化傾向に歯止めをかける道です。出産・育児と仕事の両立を保障するために、次の事を求めます。

【保育行政について】

- (1) 福山市立保育所を廃止・民営化する、「保育所再整備計画」は、撤回すること。
- (2) 児童福祉法第二十四条に基づく、現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないよう国に求めること。
- (3) 保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善するよう国に求めること。
- (4) 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備を進める施策を展開すること。
- (5) 市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
- (6) 公立保育所人件費の一般財源化を撤回するよう、政府に強く働きかけること。
- (7) 公立保育所の民営化は行わず、保育のナショナルミニマム保障としての公的責任を果たすこと。
- (8) 公立保育所老朽園舎の新築・改築予算を大幅に増やし、民営化せずに、市の責任で整備をすすめること。
 - 1、延長保育、一時保育の自主事業化をあらため、措置制度として拡充すること。
 - 2、保育所・幼稚園の統廃合はとりやめ、きめ細やかな子育て支援を行うこと。
- (9) 市民の要望に応え、保育料の引き下げを行うこと。
- (10) 産休明け保育、ゼロ歳児保育、障害児保育を引き続き前進させること。
- (11) 実情にあわぬ国の職員配置基準を改善するよう、国に求めること。

- 1、保育士一人の受け持ち人数を、ゼロ歳児は二人、一歳児は三人、二歳児は五人、三歳児は十人、四、五歳児は十五人に改善すること。
 - 2、当面、市としての改善をはかり、保育士を増員すること。
 - 3、「おおむね対応」は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合はただちに加配すること。
 - 4、正規職員の保育士を抜本的に増員すること。
 - (12) 小規模の保育所でも、年齢別の保育を確立すること。せめて、年長、年少のクラスを確立し、正規保育士を配置すること。
 - (13) ゼロ歳児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育に必要な職員は、正規職員で保障すること。
 - (14) 夜間保育所の増設と、定員を増やすこと。
 - (15) 保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食(スキムミルク)を取りやめ、生乳にすること。米飯を含む完全給食と、地産地消をすすめること。
 - (16) 私立保育所職員の待遇を改善すること。
 - 1、私立保育所への調理員は、一保育所二名以上とし、その他に事務職員も配置すること。
 - 2、障害児のための保育士加配を改善する。国、県にも障害児保育への拡充を求めること。
 - 3、認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動など手立ての必要な課題のある乳幼児に対しても、医師や保健婦の所見に基づいて保育士加配をおこなうこと。
 - 4、臨時職員に、公立なみの期末手当が支給できるように予算措置をすること。
 - 5、発達が「気になる子」のための障害児加配は、手帳の有無によらず、子どもの発達状況に応じて柔軟に対応すること。
 - (17) 「地域子育て支援センター」事業を拡充し、全ての地域子育て支援センターに職員を配置すること。
 - (18) 保育所への一二五%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応すること
 - (19) 保育所・幼稚園の独自の機能と役割を切り捨て、幼保相互の水準を低下させる「総合施設」は導入しないこと。
 - (20) 過疎地域の子どもの保育を保障するため、公立保育所を存続させること。国に対して国庫補助を元に戻し、必要な財源措置を行うよう求めること。
- 【子育て支援の充実を】**
- (1) 「子どもの権利条約」の批准に基づいて国内法を整備し、子どもの人権をどこまでも大切にすることこの条約の趣旨をあらゆる施策に生かすこと。
 - (2) 乳幼児医療費助成制度を拡充し、子どもが中学校を卒業するまで、完全無料とすること。
 - (3) 子どものアレルギー対策を充実させること
 - 1、市民病院にアレルギー研究センターを設ける。
 - 2、保健センターで、市民病院と連携し、一貫したアレルギー対策に取り組む。
 - 3、アトピー性皮膚炎と診断されている保育園児にたいし、給食の代替食品は公費負担とする。
 - 4、小学生のアレルギー疾患の実態調査をおこなう。
 - 5、除去食が必要な児童に対し、適切な指導、給食での対応ができるよう、一校にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じること。
 - (4) 遺伝子組み替え食品や、原材料が疑わしい食品を給食に使用しないこと。
 - (5) 誰もが安心して、休日でも使用できる施設として児童館の建設を行う事
 - (6) 家庭福祉員制度を充実すること。
 - 1、今日の保育要求の多様化や、地域における子育て支援で重要な役割を果たしている家庭保育福祉員を増員すること。
 - 2、保育助成金は、受託児一人当たり三万円以上となるよう増額すること。
 - 3、削減した保育奨励金を元通り支給し、今後は増額を図ること。
 - 4、教材費、行事費の増額をすること。
 - 5、一ヶ所複数制を認めること。
 - 6、希望者の新規採用をおこなうこと。
 - 7、「広報ふくやま」による制度利用の呼びかけとともに、パンフレット・ホームページによる広報活動を

- 行うこと。
- 8、公立・法人立保育所との連携を行うこと。
 - 9、心身ともに健康で保育の意思のある福祉員については、六十五歳まで資格の延長をすること。
 - 10、家庭保育福祉員の基本健康診断を行政の責任で実施すること。
 - (7) 公立幼稚園の統廃合は中止し、小学校区内の公立幼稚園への通園を保障すること。公立幼稚園は、三年教育を実施し、時間も保護者の要求に応じて延長すること。遊戯室のない幼稚園は早急に設置すること。
 - (8) 就園奨励費を抜本的に拡充すること。
 - (9) 無認可保育所・幼稚園に対しては、国の最低基準を満足させる職員配置（有資格者）、施設等の条件整備を行うよう、指導・監督をすすめること。
 - (10) 母子、父子家庭への施策を改善すること。
 - 1、児童扶養手当制度の父子家庭への適応ができるよう、所得水準を改善し、増額を国に求めること。
 - 2、父子家庭への医療費助成制度について、「所得制限」の引き下げを行い、対象を広げること。
 - (11) 遺児年金と交通災害死亡見舞金を増額させること。交通災害見舞金を復活させること。
 - (12) 長時間労働をなくし、家庭生活との両立ができる働き方に改善するため、国に対し、労働法制の規制強化を求めること。
 - (13) 育児休業を男女ともにとりやすくするために、育児中の賃金保障の六割へのひきあげ、代替要員の確保、職場への原職復帰、育児取得による不利益の禁止、派遣・有期雇用・パート労働者への適用拡大、中小企業への助成拡充などをすすめるよう、国に求めること。
 - (14) 男性の育児休暇取得を増やすために「パパ・クォータ制」の導入などをすすめること。病気の看護や学校行事への参加などのための「子ども休暇制度」を新設するよう、国に求めること。
 - (15) 若者に安定した仕事をつくるため、若者の職業訓練や相談事業など、支援策を市として、抜本的に拡充すること。

【ク】女性施策について

二〇〇九年は、国連女性差別撤廃条約がつけられて三十年周年にあたります。ヨーロッパの国々は、職場での男女平等を確立し、子育てや家事の面で女性が担う負担を解決するためのルールや制度的な保障を確立・充実させる努力をすすめています。しかし、日本は、男女の賃金格差は拡大し、仕事と子育ての両立も困難で一人目の妊娠・出産で約七割の女性が退職しています。管理職の女性比率はわずか一割です。国会議員（衆院）の女性比率も一割以下であり、世界から大きくたちおわれています。

国連からは、「政治的・公的活動における女性の参加を拡大するためのさらなる取り組みを行うこと」「民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させること」など、日本政府にたいする勧告が繰り返されています。

問題の根源の一つは、日本社会が大企業の利潤第一主義を最優先した世界でも異常なルールのない状態のもとで、経済的、社会的に構造的なものとして男女差別が拡大されていることです。また、戦前のような日本の社会を「理想」とし、民法の差別的条項の改正に反対する「靖国派」が政界で大手を振っていることがあります。

男女平等、女性の社会進出の遅れの改善のためには、日本の社会と政治の仕組みを変えることが必要です。男女が平等に、働きながら子どもを生み育てられる社会の実現は、女性の願いであるとともに、「ルールある社会」、民主的な日本をつくるうえでの大事な焦点であり、国民的な課題です。

そのために、次のことを市としてとりくむとともに、国に対して強く求めてください。

- (1) 国に対し、女性差別撤廃条約やILO条約の批准国にふさわしい国際的基準にもとづくルールを確立・強化するよう強く求めること。未批准のままのパートの均等待遇を求めたILOパートタイム労働条約や八時間労働条約、権利侵害を国連に通報できる制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書などを早急に批准するよう強く求めること。

- (2) 雇用、労働の場での国際的基準にもとづく男女差別是正をはかること。

- 1、男女賃金格差是正、昇進、昇格差別是正をはかること。改正男女雇用機会均等法をいかし、企業への指導を徹底するとともに、法律の見直しをはかり、間接差別の範囲の拡大・強化、強力な救済機関や罰則の設置・強化などをすすめる、事実上の差別の禁止、是正をすすめること。

2、派遣、パート、有期雇用労働者の均等待遇を確立すること。女性雇用労働者の半数以上が非正規雇用労働者です。派遣労働者の六割、日雇い派遣労働者四割以上が女性で占められています。女性パート労働者の平均賃金は時給九百六十二円で、女性正規雇用労働者の七割という低賃金です。

労働者派遣法を「派遣労働者保護法」への抜本改正、パート労働法の抜本的な改正により、女性の正社員化、賃金格差の是正、非正規労働者の差別的取り扱いの禁止などの是正を行うよう国に求めること。

3、市として、雇用促進能力開発事業や職業訓練の場の拡充、資格取得講座の拡充、その他、就労条件の向上に資する施策をすすめること。労働基準監督署、職業安定所、県等、行政指導機関との連携を強化すること。

(3) 自営業 農業女性の労働を正當に評価し、支援します

1、所得税法五十六条を廃止し、家族従業者の労賃を正當に評価する税制に改善するよう、国に求めること。
2、出産や病気の時の出産・傷病手当金の給付、「出産ヘルパー」「酪農・農業ヘルパー」の実施などで、安心して休めるよう制度を確立すること。

3、自営業・農業女性の仕事と健康の実態調査を実施すること。

4、女性の起業を支援するための知識、情報提供、窓口相談などのさらなる充実をはかること。低利融資の拡充農産物加工技術の研修、販路拡大支援を行うこと。

(4) 仕事も子育て 介護も安心してできる条件整備をはかること。

1、企業に対し、妊娠・出産の不利益扱いをやめ、解雇・退職勧奨を根絶するよう、指導を強化し、違反企業には指導を徹底し、罰則を強化するよう、国に求めること。

2、市として出産・育児等で退職した女性が、経験や実績を生かせるよう、再就職への支援、職業訓練への助成拡充などをすすめること。

3、日本の男性の帰宅時間は夜八時以降が六〇%以上を占めています。労働基準法の女子保護規定撤廃によって、女性の労働時間が拡大しています。そのため、妊娠・出産により働き続けられない女性が少なくありません。健康破壊・母性破壊も深刻です。国に対し、残業時間の上限を法定化するとともに、「残業時間は年間三百六十時間以内にする」という大臣告示をただちに法定化し、実効力をもたせるよう国に求めること。市として、違法なサービス残業の根絶や男女ともに労働時間の短縮をはかるため、行政指導機関と連携しとりくみを強めること。

4、企業の競争力強化を目的として国と財界がすすめる「ワーク・ライフ・バランス」は、かえって不安定雇用を増やし、安心して働き続ける条件をせびめます。残業ゼロで長時間労働を野放しにする「ホワイトカラー・エグゼンプション」は導入しないことを、国に強く求めること。

5、育児介護休業を、男女・正規非正規の区別なく安心して取得できるよう

女性の育児休業取得率は九割近くになっています。男性の取得率は一%台です。取得すると昇進昇格にひびくなど企業の雇用管理の改善をはかり、男性も女性も育児休業をとりやすい制度に改善します。所得保障6割への改善、中小企業への助成や代替要員の確保、男性の取得促進のための「パクオータ制」の導入などで、企業の大小の別なく、男女ともに、取得しやすくなります。勤務時間短縮や時間外・深夜労働免除制度、子どもが病気の際の「子ども看護休暇」を学校行事への参加などにもつかえる「家族休暇」制度に拡充するなど、仕事と育児の両立がしやすい制度への拡充をはかります。取得したことによる不利益扱いを禁止します。派遣やパートなど有期雇用労働者の育児休業制度取得の厳しい条件を抜本的に見直します。

(5) 女性の健康と母性を守る施策を充実させること。

1、厚生労働省が示す産前十四回の無料妊産婦検診と産後一回の無料産婦検診を実施すること

2、子宮ガン、乳がんなどの女性検診は、無料化すること

3、骨粗しょう症を予防するための骨密度検査の方法を、成人基本検査から分離し、気軽に誰でも受けられる制度とすること。さらに、子宮ガン、乳がん検診とともに女性の三点健診として実施し、健診率を高めること。

(6) あらゆる分野で女性の人権を尊重する社会へ

1、各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行う。当面三〇%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはた

だちに三〇%達成をすること。

- 2、女子高校、大学卒業者の就職への門戸を開かせる取り組みを緊急におこなうこと
- 3、ドメスティック・バイオレンスについて
 - ① 相談窓口を充実し、二十四時間対応が行えるように相談員を配置すること
 - ② 一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成すること
 - ③ 被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
- 4、女性の人間としての尊厳をおかす、性の商品化に反対し、退廃文化の風潮に反対する世論形成を図ること。
- 5、中学生や高校生に性感染症の予防、教育を強化すること。
- 6、男女共同参画社会をすすめるための各種講座を開設し、女性問題を初めとする学習や社会参加の一層の促進に向けた取り組みを図ること。そのための啓発活動を継続的に行えるよう、予算措置を行うこと
- 7、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のマニュアルを作成し、各事業所での徹底を図ること

【二】医療・環境・衛生行政について

【ア】医療制度の拡充で市民の健康増進を

- (1) 医療法の改悪を撤回し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に高齢者の医療に負担増はやめるよう国に強く働きかけること。
- (2) 入院給食は治療の一環として、無料とするよう政府に強く働きかけること。
- (3) 県の老人医療費助成制度廃止を撤回するよう強く働きかけること。当面、市として食費負担の助成制度を創設し、入院給食にかかる負担を軽減すること。
- (4) 健康・予防活動の充実のために、保健事業を国基準並みにとどめるのではなく、「老人保健法」に定める健診の無料化を図ること。疾病構造に即した地域での保健、予防、健康管理活動を強化すること。そのため、市の東西南北の四カ所に市立保健所の設置をはかること。
- (5) 救急医療体制を拡充すること。
 - 1、市民病院に未熟児センターの開設をはかり、当面、市民病院の夜間救急体制を強め、小児夜間救急センター（第二次・第三次）の実現をめざし、小児科医を配置すること。
 - 2、精神障害者、痴ほう老人の緊急入院受入れ病床を確保すること。
 - 3、市内に耳鼻咽喉科・眼科小児科の夜間救急体制を確立すること。
 - 4、救命救急士・高規格救急車の増員・増車を急ぐこと。
 - (6) 医療費負担を軽減するため、付添い看護料、差額ベッド代など保険外負担の解消につとめ、法外援護費の大幅増額、生活保護世帯など低所得者の保険外負担の解消をはかること。
 - (7) 全ての各種定期予防接種料やインフルエンザ予防接種を無料にすること。乳幼児の予防接種については、はがきで各家庭に知らせること。
 - (8) 市民病院について、基幹病院としての積極的施策を推進するため、次のことを実現すること。
 - 1、不足している医師の確保を早急に実現すること。特に産科医師、小児科医師等、医師の多忙化を解消するため、国に改善を求めること。
 - 2、公的医療病院として、最新鋭の医療機器の導入をすすめること。
 - 3、口腔外科・歯科を開設し、障害児・者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図ること。今後、一層の需要が高まってくる寝たきり高齢者や障害児・者の訪問歯科診療科の開設をすること。泌尿器科、脳神経外科医の増員など、医師の確保を進めること。
 - 4、五百床以上の増床に向け、オープン病床などの特定病床について早期に実現を図り、さらに地域の特性に見合ったりハビリ病床、精神病床の増床を関係機関の合意を得て早期に実現すること。
 - 5、眼科の器材の更新や新鋭器材の導入を図ること。
 - 6、基準看護が名実ともにおこなわれるよう、看護体制の強化をはかること。
 - 7、医師の研究機能を高め、医学・技術の進歩のための体制を整え、地域の医師、医療従事者の研修の場としての役割をはたすこと。そのために、研究研修費の増額を図り、人事交流や海外研修、国内留学も行うこと。
 - 8、アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立すること。
 - 9、待ち時間を解消するため、事務部、薬剤部の増員を図ること。
 - 10、障害児・者のリハビリテーションも実施すること。
 - 11、病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善をおこなうこと。駐車場の有料化はおこなわないこと。
 - 12、福山市市民病院付属神辺診療所、加茂診療所等の役割を高め、医療サービスを向上させること。
 - 13、加茂市民病院、神辺町立病院が担ってきた老人に対する入院の保障や僻地診療などを継承し、公的病院の使命を一層自覚し、強化できるものとするため、有床診療所とすること。
 - 14、眼科に加え、耳鼻科、小児科など特診日を設定するなど診療科目を増やすこと。
 - 15、加茂、山野、田原、広瀬地域への出張診療、休日夜間診療、往診など地域に密着した医療サービスを一層強化すること。

- 16、所内に障害児・者やお年寄りのためのリハビリ、訓練施設を開設すること。
- 17、女性医師の産休中の身分保障、妊娠中の当直免除、育児休業を取った医師の代替要員と現場復帰の保障に努めること。
- (9) エイズ対策を強めること。
- (10) 国のがん検診の補助金廃止を復活するよう強く働きかけ、大腸がんの計画検診の一層の拡充を図ること。
- (11) 老人の差別医療、退院の強要を許さず、高齢者が長期入院になっても十分な医療、リハビリが受けられるよう国に求め、病院に対して適切な指導をすること。
- (12) 保健婦、訪問看護師を増員し、医療と結びついた訪問看護を充実させること。
- (13) 看護師不足を解消し、よい医療看護を提供すること。
 - 1、深刻な看護師不足を解消し、看護師の要請を大幅に増やすための看護学校の建設を早急にすすめること。
 - 2、看護師の二交代制導入に反対し、労働条件の抜本的改善を図ること。
 - 3、院内保育所、夜間延長保育への助成制度を確立すること。
 - 4、看護寮などへの助成制度を拡充すること。
 - 5、看護職員の学習研修を深め、質の向上を図ると共に、市民の健康を増進させる活動の拠点となる看護会館（ナーシングセンター）の建設を促進すること。
 - 6、「高校生の看護一体験」に対する助成制度を検討すること。
 - 7、看護学生の実習受入れ病院に対する援助策を講ずること。
- (14) 理学療法士、作業療法士、X線技師の養成機関の建設を県と協議してすすめること。
- (15) 医療施設を整備・拡充し、医療内容の向上と予防活動を前進させること。
 - 1、子ども病院（小児専門医療機関）の市内への建設を国、県に働きかけること。
 - 2、市内の夜間腎透析ベッドの増床をはかる。市民病院での夜間透析を実施すること。透析食の復活を国に要求すること。
 - 3、成人病、労働災害、職業病、交通事故など後遺症患者の社会復帰のための総合リハビリセンターの建設を検討し、県にも要請すること。
 - 4、ガン健診の受診率を高めるために、PRを強化すると共に、大腸がんの年齢拡大と、肝臓ガンの検診を新設すること。
 - 5、B型肝炎対策として、医師、看護師への感染防止対策およびワクチンの接種費用の助成を国に求めること。
 - 6、C型肝炎を難病と指定するよう国にはたらきかけ保険適用の枠を広げ、当面、インターフェロン治療による一部負担金を市が助成すること。
 - 7、アレルギー健診が無料で受けられるようにする。
 - 8、白血病健診を小学校から始めること。
- (16) 新感染症の検査体制の確立と、教育を進めること。

【イ】国に対し、医療制度の拡充を求めること

- 医療制度の改悪でなく、抜本的な充実をはかるよう、次の点を国に対し求めてください。
- (1) 病床削減計画を中止・撤回し、必要なベッドを守るよう国に医療制度を改正すること。
 - (2) 診療報酬改悪や患者負担増による病院追い出しをやめ、慢性期患者の医療を保障する体制を構築すること。
 - (3) 保険診療と自費診療の併用を認める「混合診療」の解禁は、「必要な治療はすべて保険でおこなう」という公的医療保険の原則を崩し、患者の支払能力による「治療の格差」を生み出すものです。「混合診療」の拡大を容認せず、皆保険制度を堅持すること。
 - (4) 「軽い病気」の治療を保険外にする「保険免責制度」、医療機関が処方する風邪薬や胃腸薬の「保険はずし」など、公的医療保険のさらなる縮小はしないこと。
 - (5) 安全・有効な治療技術はすみやかに保険適用とする仕組みをつくること。
 - (6) 差額ベッド料などの自費負担をなくし、安全で質の高い治療が保険で受けられるよう改善すること。
 - (7) 「株式会社による医療経営」の解禁など、「医療の市場化」はしないこと。
 - (8) 「自己責任」の名で健康診断をゆがめ、国民の健康保持にたいする国の責任の後退をさせないこと。そのための法改悪をしないこと。

- (9) 「医療費適正化計画」をはじめ、給付費削減に反対し、住民の命と健康をおびやかす制度を撤廃すること。
- (10) 国の歳出の浪費を見直し、大企業・大資産家に応分の税・保険料負担を求め、医療財源を確保すること。
- (11) 医師不足を解決し、医療体制をたてなおすよう、「医療費削減」路線そのものを転換すること。
- (12) 国立病院の産科・小児科・救急医療などの切り捨てをやめ、地域に必要な診療科を確保するための公的支援を強化すること。
- (13) 医師の公的任用、公募などで医師を確保する「プール制」「ドクターバンク」、代替要員の保障など、不足地域に医師を派遣・確保する取り組みを、強化すること。
- (14) 国の予算投入で医師の養成数を抜本的に増やし、他の先進国並みの医師数を実現すること。
- (15) 市民病院の勤務医の過重労働を軽減するため、国として、薬剤師、ケースワーカー、助産師、スタッフの増員をはかること。
- (16) 医療の安全・質の向上、医療従事者の労働条件改善、地域医療などにかかわる診療報酬を引き上げること。
- (17) 国立病院の統廃合、社会保険病院・厚生年金病院・労災病院などの売却をやめ、国・自治体・医療機関の連携により地域医療を守り充実させること。
- (18) 看護師の「七対一」以外の配置基準を満たしているすべての病院にたいし、診療報酬を緊急に引き上げ、人員体制を確保すること。
- (19) 「七対一」基準の報酬を取得できる病院の限定・選別をやめ、施設基準を満たす全病院が継続・取得できるようにすること。
- (20) 看護師の労働条件を改善するための公的支援、診療報酬改革をすすめる、「夜勤は複数、月8日以内」という人事院判定の早期実現、産休・育休の代替要員確保、社会的役割にふさわしい賃金への引き上げを実施すること。
- (21) 「看護職需給見直し」を見直し、「看護師確保緊急7カ年計画」を策定し、看護職員の大幅増員すること。
- (22) 退職看護師の再就労を、国の予算増額で支援すること。
- (23) 診療報酬について、医療の実態を無視し、医学的根拠もない「外来管理加算」の「5分ルール」を廃止すること。
- (24) 「後期高齢者終末期相談支援料」「後期高齢者診療料」「後期高齢者特定入院基本料」など、差別的な診療報酬をただちに廃止すること。
- (25) 地域医療・救急をささえる病院を大幅な減収に追いこみ、病院に「保険外併用療養」の採用をせまる、「入院時医学管理加算」の改悪を撤回すること。
- (26) 標準算定日数を超えたりハビリを「保険外併用療養」とする改悪を許さず、リハビリ日数制限を全面撤回し、制度を再構築すること。
- (27) 脳卒中・認知症患者などの“病院追い出し”をねらった改悪を中止すること。
- (28) 国は、歯科の診療報酬を不当に低く抑えて、自費診療・混合診療を拡大しています。「保険でよい歯科治療」を実現するため、初再診料の医科・歯科間格差の是正、歯周病の治療・管理や義歯にかかわる包括的・成功報酬型の診療報酬の撤廃、不合理な文書提供業務の見直し、歯科技工士・歯科衛生士の役割の評価、保険診療の大幅な拡大など、制度改革を行うこと。
- (29) 医療機関に一方的な費用負担を押しつけ、データの民間活用や個人情報保護の不備など、問題点の多い「診療報酬オンライン請求義務化」を撤回すること。
- (30) 医療現場の苦難軽減のため、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設すること。
- (31) はしか対策をすすめるため、国の責任でワクチンを備蓄すること。市として、追加接種が必要な人には公費助成をおこなうなど、感染・流行を防ぐ、あらゆる手立てをとること。
- (32) 「新型インフルエンザ」の世界的大流行にそなえる体制を、国の責任で確立すること。抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やし、検疫体制を抜本的に拡充すること。市として、保健所などの体制確保、拠点病院における医師・看護師の配置と医療機器の整備、ワクチンなどの研究・製造システムの確立すること。
- (33) 葉害（肝炎、イレッサ、MMRなど）の解決と被害者救済に市として全力をあげること。
- (34) 救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ（治療の優先順位の選別）」の導入など、「命の格差」を拡大する制度改悪をしないこと。

- (35) 在宅医療、訪問看護、訪問介護の分野では、一定時間の駐車が避けられません。介護従事者は、駐車禁止で取締りを受けることに不安を感じながら仕事をしているのが実態です。駐車許可を得るには、煩雑な手続きや実態と合わない基準が障害となっています。こうした現状を改め、柔軟で実態におうじた道交法上の配慮をすること。

環境行政について

【ア】地球温暖化対策

日本を議長国として〇八年七月に開かれた洞爺湖サミットでは、世界が注目していた先進国の中長期削減目標についてなんの決定もされず、温暖化の影響を憂えている人々の失望をかいました。

〇八年から京都議定書の第一約束期間に入り、二〇一二年までに一九九〇年比で、日本は温室効果ガス排出量の六％削減を達成するよう迫られています。二〇〇九年十二月にコペンハーゲンで開かれる温暖化に関する国際会議では、二〇一三年以降の新たな国際的取り組みを具体的に決定しなければなりません。ところが日本政府は、国際的な取り組みをリードできないどころか、京都議定書の目標さえ達成できるかどうか危うい状況です。すでに京都議定書の目標を超過達成し、中長期の数値目標を決定しているEU諸国に比べ、明らかに遅れを取ってしまいました。これは日本政府が、最大の温室効果ガス排出国でありながら京都議定書から無責任にも離脱した米国政府に追従し、具体的な削減のための施策をとることを「統制経済」と呼んで背を向ける財界のいいなりになってきた結果です。

温暖化の被害が取り返しつかないレベルになるのを避けるには、産業革命前にくらべて二度以内の気温上昇（すでに〇・七六度上昇）にとどめることがカギです。

そのために以下のことを国に求めるとともに、市として「福山市環境基本計画」に積極的な政策を盛り込み、実行することを求めます。

- (1) ただちに温室効果ガス削減の中長期目標を示し、取り組む姿勢を明らかにするよう求めること。
日本に課せられた「先進国」としての国際的義務をはたすために、二〇一二年までに温室効果ガスの九〇年比六％削減という、京都議定書での約束を実質的に達成するとともに、わが国として二〇二〇年までに三〇％削減することを明確にした中期目標を確立し、二〇五〇年までに八〇％削減するという長期目標をすえて、それにむけて着実に実現していくための通過点を明示することを求めます。

- (2) 最大の排出源である産業界の削減のため、公的削減協定など実行ある施策を実施すること。

日本の温室効果ガスの削減対策が言葉だけのものとなっているのは、産業界全体で総排出量の八割を占め、しかもわずかに約二〇〇事業所で日本全体の排出量の五〇％に達するほど極端に排出が集中している産業界の削減について、「自主努力」としているためです。政府と産業界の間で削減目標を明記した公的な削減協定を義務づける必要があります。企業の削減目標達成のための補助的手段として、「国内排出量取引制度」や、二酸化炭素の排出量などに着目した環境税の導入を求めます。

- 1、今年五月、「地球温暖化対策に関する法律」にもとづき、大規模排出事業者による温室効果ガスの二〇〇六年データ」が公表されました。それによると、対象事業所の直接排出は日本全体の六八％を占めています。今回、国の請求に対し、全体の九九・七％の事業所がデータを開示しました。非開示とした事業所は、十四社三十六事業所あり、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所もその中に含まれています。非開示は、法に背く重大な義務違反です。NGO「気候ネットワーク」の推計によると、対象事業所中、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所の温室効果ガス排出量は、全国で二番目に多いものとなっています。市として、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、データの開示を請求することを求めます。

- (3) 原発優先から自然エネルギー重視に転換し、目標を拡大し促進の制度を整備するよう国に求めること。
二酸化炭素の排出量の九割がエネルギーに由来し、エネルギー対策は温暖化抑制のなめです。現在、自然エネルギーは一次エネルギーのわずか二％（大規模水力発電分三％を除く）にとどまっています。

- 1、二〇二〇年までにその比率を一五〜二〇％に引き上げることが明記した「自然エネルギー開発・利用計画」を策定することを国に求めること。

- 2、自然エネルギー発電の普及には、長期的な採算の見通しが重要であるため、電力の固定価格買い取り

制度を導入するよう、国に求めること。

3、国は、原発を「温暖化対策の切り札」とし、長期的にも電力供給の約半分を原発でまかなおうとしています。事故や災害、データ捏造などによって、原発の停止があいついでいるように、原発は決して安定的な電源ではありません。原発は、事故や廃棄物による放射能汚染という新たな環境破壊も懸念されており、安全上も、技術的にも未確立です。原発を優先にするエネルギー政策をやめるよう国に求めること。

(4) 国の将来戦略に温暖化対策を位置づけ、政府の取り組みを義務付ける「気候保護法」(仮称)を制定するよう国に求めること。

【イ】ごみ減量化とリサイクル、RDF事業

(1) 「拡大生産者責任」の適用を抜本的に強化する法整備をするよう国に求めること。

ごみ問題を根本的に解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイル」を改めることが不可欠です。そのために、第一に挙げられるべきは、ごみの発生を設計・生産段階から削減することであり、OECDが日本に対し勧告したとおり、「拡大生産者責任」の適用を抜本的に強化することです。

1、国に対して、「拡大生産者責任」の抜本的強化を盛り込んだ法整備を求めること。

2、市として、率先してリデュース・リユース・リサイクルを進めること。

(2) RDF事業を見直し、徹底した分別収集・最小限の焼却によるごみ処理への転換をはかること。

現行のごみ処理方法であるRDF事業は、ごみの大量焼却を前提としたものです。RDF工場管理運営費は約十八億六千万円(〇八年度)となり、前年度決算額に比べ、一千六百六十万円余の増加となり、管理運営費は毎年増高しています。また、RDF事業は、ごみが減れば処理委託料が引きあがり、ごみ減量の努力と相反した仕組みとなっています。市民のごみ減量努力に水を差すRDF事業を推進した責任は、厳しく問われなければなりません。

1、RDF事業によるごみ処理は抜本的に見直すこと。

2、RDF・RDF発電事業は技術的に未確立であり、未解明の危険性を含んでいます。採用を政策的に誘導してきた国の責任で、プラントの改善と保障をメーカーに指導するよう求めること。

3、ごみの徹底した分別収集を行い、焼却は、最小限とする方法に転換すること。そのために関係自治体と協議を行うこと。

4、指定可燃物とされたRDFの危険性について、認識を深め、職員の安全確保、安全教育に万全の対策をとること。

(3) 「拡大生産者責任」や「デポジット」などが骨抜きにされている「循環型社会形成基本法」をはじめ関連法を、実効力あるものに改正するよう国に求めること。

(4) 市として3Rを積極的に推進すること。

1、家庭ごみ収集を有料化し、市民への負担を押し付けるあり方では、ごみ減量問題は解決しません。家庭ごみの有料化はしないこと。「粗大ゴミの有料化についての検討」は撤回すること。

2、ゴミの減量施策の先進地に学び、徹底した減量化、再資源化、無害化に努め、あわせて環境保全にも役立たせること。

3、家庭の不燃ごみ・資源ごみともに週一回の回収にすること。燃やせるゴミ回収は、週二回を三回に増やすこと。再資源化を一層すすめること。祝祭日については代替日をつくること。

4、市民団体などが回収した、古紙やビンなどを扱っている廃品回収業者への助成制度を拡充すること。

5、資源回収市民団体への援助金を増額し、回収運動の活性化対策を強化すること。

6、デパート・スーパーなど関係事業所へ過剰包装の自粛を求めること。

7、産業廃棄物の不法投棄や、山間部への廃棄物処理場の新たな進出計画など嚴重に規制し、住民の立ち入り調査権を認めること。

8、届出規模以下の処分場を含め、産業廃棄物処分場の実態調査を県と協議しておこなうこと。

9、市内のごみステーションの分別看板を、現状に合わせ、新規の内容に更新すること。

【ウ】大型開発による環境破壊をやめ、生物多様性と住環境を守る」と

地球上に存在し分化を続けている様々な種は相互に関係し合って地球環境を支えています。私たち人類は、地球の生態系の中の一員であり、他の多様な生物と共存し、その衣食住に、医薬品に、科学に、いろいろな場面で生物の多様性を利用して暮らしています。日本も批准した「生物の多様性に関する条約」は、生物の多様性を保全のための措置をとるよう求めています。生物の多様性を保全する重要性は、洞爺湖サミットの宣言にも盛り込まれました。

- 1、近年、野生生物の種の絶滅は、今までにない速度で進行しています。人類生存の基盤である生態系や住環境を守るため、環境破壊をひきおこす大型開発はしないこと。
- 2、福山道路等六路線の計画域には、国内希少野生動植物種などの貴重な生物種の生息が多数確認されています。鳥類では、オオタカ、ハヤブサ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、両生類ではカスミサンショウウオ、昆虫ではウシカメムシ、植物ではイシモチソウ、ガガブタなどです。靱港埋め立て架橋計画域にはスナガニが生息しています。生物の多様性を壊す福山道路等の大型道路建設計画、靱港埋め立て架橋計画は中止・撤回すること。
- 3、芦田川には、カンムリカイツムリ、コアジサシ、カワセミ、カワウなどの多数の貴重鳥類が生息しています。芦田川などの野鳥の生息する環境を保全すること。芦田川の水質を浄化するためにも、芦田川河口堰の堰を開く事が出来るよう、関係機関との協議を含め、研究検討を行うこと。
- 4、河川や水路の改修にあたっては、「自然工法」を取り入れ、自然の浄化作用を生かし、ホタルなどの生息する清流を取り戻すよう努めること。
- 5、環境保全の見地から林業の育成、水質汚濁、富栄養化防止のための総量規制のための条例制定、海岸線の破壊防止などすすめること。
- 6、森林の荒廃や気候の変動によって、野生のイノシシやサルなどが森から里にちかづいて人間に捕殺されるケースが急増しています。捕殺だけの対応ではなく、野生動物との共存のために生息する頭数や状況の把握、森林の保護・管理、野生動物による被害の防止と救済に総合的にとりくむこと。

【エ】自動車排ガスなどによる健康被害、環境汚染対策

自動車排ガスと健康被害との因果関係を、あいついで司法が認め、国・都・道路公団に被害者への賠償を命じました。原告はメーカーの責任も追及し、判決は、健康被害を予見できたにもかかわらず、乗用車にまでディーゼル化をすすめたことなど、自動車メーカーの対応に社会的責任上、問題があったと指摘しました。公害健康被害補償法（公健法）で認定されていなかった被害者の健康被害が司法で認められました。

市として、自動車排ガスによる健康被害と環境汚染対策に積極的にとりくむことを求めます。

- (1) 国に対し、肺がんや循環器系の疾患を引き起こすとされているPM_{2.5}以下の微小粒子についての環境基準設定を求めること。
- (2) 市としてPM_{2.5}の濃度や成分を、市域全体の大气および清掃工場、大口排出事業所などからの排出ガスについて測定し結果を公表すること。
- (3) 市独自にPM_{2.5}の環境基準を設定し、削減対策にとりくむこと。
- (4) くるま優先で自動車道路の建設を促進して公害を悪化させる行政の姿勢を転換すること。
- (5) 市内の酸性雨の観測点を設定すること。
- (6) 大気汚染対策を強め、発生源での防止、原因者の責任を明確にすること。
- (7) 二酸化窒素NO₂の環境基準を強化する事を国に求めること。
- (8) 福山市の光化学オキシダント多発の原因を究明し対策を講じること。
- (9) 降下ばいじんの測定地点を増やし、市民の被害の実態を調査すること。
- (10) 高速道路、幹線道路などから発生した騒音（低周波を含む）・振動による不眠、頭痛、めまい、吐き気、耳鳴りなど健康被害が全国的に問題になっています。市として、調査・研究を行い、対策をとること。

【オ】アスベストの除去や被害者救済、ダイオキシンをはじめとした有害物質対策

- (1) アスベストの除去と被害者救済について。

- 1、石綿関連企業の労働者や事業所周辺住民などの健康診断調査を継続して実施するために、費用を原因企業と国が負担するよう求めること。
 - 2、アスベスト対策法の施行後も、認定対象が狭く、救済数はきわめて少ないものとなっている実態を直視し、国に対し、次の点を求めること。
 - ①被害者の実態に合わせて認定対象を拡充すること。
 - ②労災認定を抜本的に見直すこと。
 - ③被災者の見つけ出しをすすめること。
 - ④建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済すること。
 - ⑤周辺住民の被害認定では、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様に対象に含めること。
 - ⑥石綿の特例使用が認められている分野を含め、早急に全面的な使用禁止を法制化すること。
 - 3、石綿除去や解体に伴う二次被害を阻止するために、市として指導・監督を強めること。
- (2) ダイオキシン類を発生させない体制を確立すること。

ダイオキシン問題は、発ガン性なども指摘される有害物質であり、次代を担うこどもたちの健康に悪影響を及ぼすものとして、住民に大きな不安を与えています。そのため、原因究明と健康被害の実態、発生の抑制を含めた総合的な対策を立てることが必要です。市民の生活環境や健康を守るため、ダイオキシンや化学物質の発生の実態解明に自治体として力を尽くし、それをふまえ、次のことを要望します。

- 1、ダイオキシン類の危険性を繰り返しわかりやすく市民に知らせること。
- 2、ダイオキシン類を発生させないために市民及び企業・事業所等への協力と理解を得るよう全力をあげること。
- 3、塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質の製造・流通・販売・使用・回収などについて規制を抜本的に強化するよう国、県、関係業者、機関などに働きかけること。
- 4、市の物品購入の際、塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質を購入しないよう手引書を作り、徹底すること。
- 5、塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質を含む製品・品物には、見分けがつくようマーキングや成分表を義務付けるなど、関係業者・機関などに働きかけること。
- 6、塩化ビニール類などダイオキシン類を発生させないよう指導・監督を強め、廃炉・改良支援などその結果を市民に公表すること。
- 7、ダイオキシン類発生を常時監視するために観測体制を抜本的に強化し、結果を市民に公表すること。
- 8、ダイオキシン類の発生の多い廃棄物処理場などの現場で働く従事者の健康管理を行うこと。人体への影響に関する調査をすすめ、母乳などへのダイオキシン濃度の調査を行うこと。
- 9、JFESチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、廃プラスチックの高炉還元剤使用の状況について、ダイオキシン類やその他の化学物質の発生状況を公表するよう求めること。
- 10、化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化すること。

【カ】ペットの殺処分をへらす不妊手術や譲渡促進の支援

犬や猫などのペットは、こんにちでは単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオン・アニマルⅡ「伴侶動物」と考えて飼育する人も少なくありません。ところが、最近では、さまざまな事情からペットの飼育を途中で放棄する人も少なくなく、心ない人たちによる動物虐待もしばしば報道されます。一部の無責任な飼い主のために、近隣の住民が迷惑に感じ、ペットとなっている動物を快く思わなくなってしまいう人たちもおり、人間社会で暮らす動物たちを取り巻く状況はきびしくなっています。行政としての努力はあるものの、保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分が、残念ながら年間約三千頭にのぼっています。

殺処分を減らすためには、なによりも飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼いつづけることが基本です。同時に、引き取り手の見つからないまま子猫・子犬が処分されることのないよう、里親を探すなど譲渡する数をふやすことが重要です。場合によっては犬猫の不妊手術をすることも求められます。子犬は引き取り手が見つかりやすいのに比べ、成犬はみつけにくく処分されることが多いといわれています。人をかむなど矯正できない問

題がある場合をのぞき、譲渡の可能性を広げるためには、性格を知り、必要な矯正をし、一定期間の健康管理を
するなど手間と時間が必要です。

1、市として積極的に、愛護団体やNPO、地域の住民の協力を得られる仕組みをつくり、譲渡促進をする
ようさらに努めること。

2、市として、動物との共生の地域ビジョンを作成し、市としての犬や猫の不妊手術への助成制度の創設や、
譲渡促進のとりくみをすすめること。

【三】 教育行政について

【ア】 政府に対して求めること

- (1) 国は、教育基本法を改悪しました。しかし、国会審議を通じて、特定の愛国心の強制などは憲法の「思想、良心の自由」に違反すること、憲法の立場から教育への権力的介入は可能な限り抑制的であればならぬことが明らかになっています。
 - 1、教育は、憲法の立場と教育の条理を根底とすること。
 - 2、「教育振興基本計画」は、国のおこなうべき条件整備に限定し、教育内容・方法に介入し、教育の自主おかないよう、改定すること。
 - 3、憲法と子どもの権利条約を生かし、行き過ぎた競争と管理による教育のゆがみを正し、子どもの発達と成長を中心に据えたものにする。
 - (2) 国は、「学習指導要領」を十年ぶりに改定しました。これは改悪された教育基本法、学校教育法に基づいたもので、次に示すとおり、国民の学力への不安や願いにこたえたものにはなっていません。
 - ①「ゆとり教育をやめ、知識をつめこめ」という政府・財界の圧力のもと、学習内容を増やしすぎ、小学校一年生を毎日五時間授業にするなど、過密なものとなっています。さらに、各教科について「こういう活動をして指導せよ」と、これまでと違って指導法を細かく例示しました。これは憲法に反し、教師の自主性や創造性をうばう最悪のやり方です。これでは、授業についていけない子どもや勉強嫌いを増やし、子どもの学力格差をひろげることは明らかです。
 - ②すべての学校に「道徳教育推進教師」を配置し、指導要領どおりに道徳の時間を教えているかどうか点検させ、全教科で道徳教育の実施を求めています。指導要領で示された道徳は、復古的かつ形式的で、肝心の基本的な人権や子どもの権利の見地がありません。
 - ③小学校にあらたに「外国語活動」を設けましたが、まともな条件整備なしに学級担任にまかせるというものです。また中学体育の「武道」必修化は、条件整備がともなわず、特定の価値観の注目に悪用される危険もあります。
 - ④各教科について「基礎」だけでなくその「活用」を重視するとしています。「基礎」と「活用」を機械的に分離して教え込み、かえって学習の質を低下させる危険があります。学習指導要領は、研究者や教職員、保護者など国民参加で抜本的に見直すとともに、その強制性をあらためるよう国に求めること。
 - (3) 日本政府が批准している子どもの権利条約を遵守すること。「余暇・休息、遊び、文化の権利」「意見表明権」など子どもの権利を学校などあらゆる教育の場で生かすこと。
 - (4) 競争教育、ふるいわげ教育を是正すること。「全国いっせい学力テスト」を廃止すること。
 - (5) 日本の教育予算の水準は、GDP比三・四%でOECD諸国最下位、諸国平均の七割にも達していません。教育予算をOECD平均並みまで計画的に引き上げること。
 - (6) 「教職員一人削減計画」をやめ、教職員定数増をはかり常勤教員を増やし、「三十人学級」を実施すること。
 - (7) 「ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告」をふまえ、教員を教育の専門家として尊重し、学校運営、教育政策の決定で重要な役割を果たせるようにすること。
- #### 【イ】 憲法の平和・人権・民主の原理にそった教育を
- (1) 基本的人権として憲法に保障された「思想・良心の自由」「信教の自由」をおかす、「日の丸」「君が代」の強制はやめること。
 - 1、入学式・卒業式などでの「日の丸」「君が代」の強制をやめること。小、中、高校での「日の丸」常時掲揚は取り止めること。
 - 2、天皇制や軍国主義の美化、国家主義的道德教育、新教育課程の押し付けなどをやめること。
 - 3、歴史の事実と反する教科書記述を改めること。教科書採択は、教職員の専門的知識が十分生かされるものにすること。

【ウ】競争教育、ふるいわけ教育の是正

- (1) 全国学力テストは中止するよう国に求めること。
 - 1、市として、全国学力テストは不参加とすること。
 - 2、福山市は、市内の全公立学校（児童数五名以下の一小学校を除く）に対し、全国学力テストの結果を「授業改善シート」で公表するよう指導しています。序列化競争により教育をゆがめ、学校の自主性を踏みにじる行政介入です。また、文部科学省の指導からも逸脱しています。「授業改善シート」での「全国学力テスト」を学校に公開させる指導を撤回し、非公開とすること。
- (2) 競争的教育を見直すこと。
 - 1、子どもと教員を不毛な形で競い合わせ、地域の教育力を弱めるなど、教育を歪める学区自由化はしないこと。
 - 2、学校運営は、上意下達でなく、子どもの成長を中心にすえた教職員、子ども、保護者らの参加と協同による学校運営となるよう、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重し、教育行政による学校への不当な介入・干渉をしないこと。
 - 3、学校の教育活動を、行政のきめた教値目標に従属させてゆがめる「PDCAサイクル」の押しつけをやめること。
 - (3) 福山市で展開している中高一貫校は、受験競争の低年齢化をひきおこし、義務教育の複線化、新たな能力主義のもと、子どもたちに一層の差別と選別を持ち込むものです。このような部分的な中高一貫校の導入は見直すこと。教育目標は、憲法の立場と教育の条理のもと、人格の完成をめざした普通教育にあらためること。中高一貫校の空調施設にかかわる保護者負担をやめること。

【エ】教育の自主性の保障

- (1) 授業時間確保のために行われているシラバスは、教職員の一層の多忙化を引き起こしています。「評価のための評価」「授業内容の規制」ともいわれる状況を改め、教職員と児童生徒のかかわる時間を保障すること。
- (2) 二〇〇二年四月一日の県教委通知「教職員の勤務時間管理の留意事項」では、「所属長は、勤務時間管理者として、勤務時間の始期及び終期の確認に留意し、その適正な管理に努める事」としています。管理者の責任として、この通知の周知と、勤務時間の始期、及び終期の確認、記録に取り組み、勤務実態の把握を行うこと。労働安全衛生体制を充実すること。
- (3) 教職員の未充足を解消するため、正規教職員を増員すること。
- (4) 非常勤講師の待遇を改善すること。定数をふやし正規雇用とする道をひらくこと。夏休みなどの間は賃金保障もないなどの劣悪な処遇の改善をすすめること。
- (5) 教職員の多忙化を作り出す結果となっている公開研究授業のあり方や取り組みについて改善すること。
- (6) 教育への管理、統制を強めている、学校評価自己評価、外部評価、教職員の自己評価を廃止すること。
- (7) 教員の自主的研修を保障し、新人教職員を長時間子どもから引き離す、官製の「初任者研修」を抜本的に見直すこと。
- (8) 大分県で教員人事の不正が問題となりました。公正な採用・昇任がおこなわれるようにすること。採点者、選考者に受験者が特定できないようにするなどの公正性、透明性の確保とともに、採点基準や解答、試験結果を公表し、採用を受験者の側からもチェックできるようにすること。
- (9) 学校間格差と序列化を作り出す中学校の学校選択制は廃止すること。
- (10) 中学生二年生を対象として実施している「チャレンジウィーク福山」は、五日間を教育課程に組み込み、生徒全員を参加させ、出席扱いとするなど、学校教育の自主性をおかす、上からの押しつけとなつていきます。校区内の事業所に協力を要請し、期間中、生徒を実習させるものですが、学校を離れ、担当教師が、生徒の安全確保、指導の責任を課すこと果たすことは不可能です。「チャレンジウィーク福山」は中止することを求めます。

【オ】教育の機会均等の保障

小泉政権以来の「構造改革」は子どもを支えるべき家庭を直撃しています。日本の子どもの貧困率は、OECD平均をうわまわり、年々深刻になっていきます。教育費の父母負担軽減を次のとおり求めます。

- (1) 大学、公立高校授業料の値上げをやめる事。授業料免除の制度拡充を国・県に求めること。
- (2) 教育予算の大幅増を国・県に求め、市としての予算を増額すること。クラブ活動や不足する備品消費費が P T A 会費から捻出されてたり、用紙代など学校事務費の一部を父母負担させている事は筋違いであり、事務費などいかなる名目の父母負担もだちに止めること。
- (3) 学校給食予算を増額し、食材補助制度を創設すること。
- (4) 就学援護費については、市の認定基準や申請のあり方をさらに改善し、受給枠を広げる事。保護者や学校に対して周知徹底を図ること。
- (5) 広島県の高校奨学金制度、市制度を拡充すること。
- (6) 日本育英会の奨学金制度改悪撤回を求め、組織の縮小・廃止に反対すること。
- (7) P T A 等への課税に反対すること。
- (5) 県立普通高校の新設、私立助成の拡大を県、国に求めること。
- (6) 高校希望者全員入学を目指した入試制度の改善を行う事。学校・教師不信を引き起こしている推薦制度の取り止めを含め、現行の「入試制度」の見直しを求めること。

【カ】すべての子に確かな学力を保障し、教育条件の整備を

- (1) 市長の公約である「三十五人学級」を新年度から具体化し、計画的に小中学校の全クラスで早期に実施すること。三十人学級、少人数学級の早期実現を国・県に強く求めること。県に「はばたきプラン」をすべての学年で実施するように求めること。
- (2) 文部科学省や、県教委が「学力低下」の批判を受けて、その対策として「習熟度別による少人数指導」を進めています。広島県教委が打ち出した「はつらつプラン」は、学級を解体して習熟度別に授業を行うもので、クラス集団としてのまとまりがなくなるとともに、担任とクラスの生徒とのかかわりが薄くなり、教師の多忙化が一層進む要因となっています。「はつらつプラン」は見直し、少人数学級の編成を進めるよう求めること。
- (3) 特別支援教育・障害児教育を拡充すること。
 - 1、二〇〇七年度から、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など軽度発達障害の子どもへの支援をふくむ「特別支援教育」が本格化しました。ところが、軽度発達障害の子どもは全国で数十万人とされているにもかかわらず、「既存の人的・物的資源」に対応しているため、「障害児学校の多くの教職員が特別支援にまわされ、在籍する障害児の教育が手薄になった」、「普通学級で学ぶ軽度発達障害の子どもへの支援体制が組めないままになっている」など多くの矛盾がうまれています。この事態を打開するため、教員と「支援員」の増員・待遇改善をすすめること。
 - 2、特別支援教育の実施に必要な教職員の定数基準を各種学校でさだめることを国に求めること。軽度発達障害をふくめどの子にもいい教育ができるよう、少人数学級などをすすめること。
 - 3、教員をふやして地域支援がおこなえる体制をととのえること。
 - 4、特別支援学校は、小規模分散の地域密着型をめざし拡充すること。
 - 5、医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。
- (4) 国は、学校施設耐震化加速の取り組みを支援する予算を組み、I s 値〇・三未満の耐震化について、平成二十〜二十四年度までの五年間での耐震化を一年前倒しし、平成二十三年度までの四年間での完了を目指すとの姿勢を示し、各市町村にたいし速やかに耐震化への対応をするよう要請しています。国の動向をふまえ、児童、生徒の命を守ることを最優先課題と位置付け、学校施設耐震化を加速すること。
 - 1、学校施設の耐震化第二次診断を早急に一〇〇％実施すること。
 - 2、I s 値〇・三未満の公立小中学校施設の耐震化を平成二十三年度までに完了させること。
 - 3、I s 値〇・三以上の施設についても、耐震化をすみやかに実施すること。
 - 4、国に、学校耐震化緊急対策について財政措置のさらなる抜本的な拡充を求めること。
- (5) 学校施設の改善をすすめること。老朽校舎の改築、過密校・プレハブ教室の解消、グラウンドの拡張、体育館・特別教室の拡充、全ての中学校へのプール建設、屋外トイレの設置など、学校施設の計画的な改善をすすめること。

- 1、児童・職員トイレを男女別に分離して整備すること。

- 2、児童・生徒用の男女別更衣室を早急に設置すること。特に、中学校への設置を急ぐこと。
- 3、すべての学校に、教職員の更衣室を男女別につくること。休養室と温水シャワーを設置する。当面、更衣室と休養室は空き教室を有効利用し、充実させること。
- 4、教室・廊下の床は、Pタイルから木材を使ったものに替えること。
- 5、教室への暖房器・クーラーなどの設置を計画的におこなうこと。
- 7、小・中学校のカーテン・暗幕のかけかえをすすめること。
- 8、緑丘小学校等、特別教室の不足している学校への整備を急ぐこと。
- 9、体育館のスクリーンを電動にすること。
- 10、新涯小学校周辺の通学路の安全対策を抜本的に強化すること。
- (6) 学校図書館を充実させ、子どもたちの読書力を強める指導の体制強化を図ること。
 - 1、学校図書館蔵書数を計画的に増やすこと。子ども一人あたりの蔵書数をさらにふやすこと。
 - 2、県に学校図書室への司書の配置を求め、市としても独自に配置すること。
 - 3、パソコン教室との併用は早期に解消し、図書室を確保すること。開室時間を長くすること。
- (7) 養護教諭の全校複数配置をめざし、配置基準の大幅改善を国・県に要求すること。当面、児童・生徒五百人以上の学級に早急に配置すること。保健室を頼ってくる児童生徒の心身をしっかりと受け止め、健全な成長を支えられるよう、機能の向上、条件整備を行うこと。
- (8) 事務職員を配置基準どおりに配置すること。(9) 市内に居住する外国人登録者は六千四百十四人(二〇〇八年四月現在)となっています。全国的には、新たに結婚する二十組のうち一組は外国籍の人の結婚といわれています。内外人平等を保障した国際人権規約、子どもの権利条約にもとづき、日本語教室設置、公立学校への入学資格の改善など在外国人の子どもの教育を保障すること。

【キ】子どもの豊かな成長の保障を

- (1) すべての子どもに基礎的学力を保障すること。
 - 1、すべての子どもに、主権者としての必要な基礎学力、体力、情緒、市民道徳を身につけさせることは、国民の根本的な教育要求であり、憲法が要請している学校教育の基本任務です。学校教育において、子どもを一人の人間として尊重する「子どもの権利条約」を生かして、人間を大事にする事を教育の根本にすえる取り組みを進めること。
 - 2、子どもを管理・監督の対象として扱う管理主義教育をやめること。
 - 3、教職員配置基準を改めて、教師が子どもたちに十分に目を配り、心を配ることができる、教育の条件整備を行うこと。
 - 4、教師の「体罰」や管理的「指導」は、子どもの人権を無視するものです。一切の「体罰」否定の原則を学校教育に貫くこと。
- (2) いじめ問題の解決について。
 - 1、いじめの実態を見えなくする「いじめの数値目標化」はしないこと。
 - 2、いじめを多発・深刻化させている要因である過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にすることを重視すること。
 - 3、そのために、子どもの権利条約の普及、いじめ問題についての理解促進、教員の多忙の解消、保健室やカウンセラーの充実などにとりくむこと。子どもの命、安全を最優先に、安全配慮義務を徹底すること。
 - 4、いじめ問題の解決のためにも、いじめ被害者と家族の「知る権利」を尊重すること。
- (3) 不登校、非行など個々の子どもへの支援をすすめること。
 - 1、「不登校ゼロ作戦」など子どもや親をおいづめる施策ではなく、子どもの「最善の利益」の立場から、多様な選択への公的支援をすすめること。
 - 2、親の会、フリースクールなどを支援すること。
 - 3、相談しやすい窓口を拡充するとともに、支援団体や家庭への公的支援をつよめること
 - 4、児童、生徒および父母、教職員が身近に相談でき、家庭訪問などをおこなう専門指導員を配置すること。
 - 5、安易な警察介入を許さず、教職員の自覚的取り組みによる学校間協力、家庭や地域との連携を深め、問題行動の解決を図ること。

【ク】子どもの安全、放課後の居場所づくり

- (1) 放課後児童クラブの充実について】
- 1、学校施設開放にともなう専任管理指導員を配置する。
 - 2、放課後児童クラブの充実で子どもたちに豊かな放課後を保障する事。
 - 3、すべての小学校区に放課後児童クラブを開設し、プレハブ教室の解消、施設の充実を図ること。
 - 4、利用料を同一世帯二人目から無料にし、減免制度を拡充すること。
 - 5、長期休業日も含め開設時間をさらに延長すること。
 - 6、希望する場合、四年生以上の児童も入会できるようにすること。
 - 7、四十一人以上の大規模のクラブは複数の教室にすること。
 - 8、指導員の配置基準を児童数、障害児の実態などに応じたものにする事。最大三人の配置基準をなくすこと。
- (2) 小学校区ごとに児童館を計画的に設置すること。
- (3) 通学路の総点検を実施し、児童、生徒の安全を確保すること。
- 1、春日池に至る道路に緊急に夜間照明施設を増設し、安心して通学できるようにすること。
 - 2、日吉台小学校に通う小学校の通学路が安全なものになるよう、蔵王ハイツから日吉台にいたる通路拡幅をおこなうなど、緊急に改善すること。
 - 3、春日宇山から春日小学校への通学路の整備をすること。
 - (4) 日本体育学校健康センターの災害給付の充実と適用の拡大を図ること。

【ケ】子どもに安全でおいしい栄養豊かな学校給食を

- (1) すべての中学校で自校方式による完全給食を実施すること。
- (2) 小学校、幼稚園の給食の安全と充実をはかること。
- 1、栄養士の全校配置を図る。特に県費栄養職員は、ただちに現場配置をすること。
 - 2、統一献立から自校献立に見直しを進め、国産はもちろん、地場の食材を取り入れるようにすること。給食トレーの使用を復活させること。
 - 3、食材保管用の冷蔵庫を全校に配置すること。
 - 4、米飯給食への補助金打ち切り撤回を国に求めると共に、回数を増やすこと。
 - 5、遺伝子組み替え食品を学校給食に使用しないこと。
- (3) 学校での子どもの安全対策をすすめること。
- 1、中学校への緊急通報システムを整備すること。
 - 2、職員室から正門が死角となる小・中学校へ、防犯カメラを設置すること。
 - 3、安全専門員・学校警備員など人的配置をすること。
 - 4、教育の専門家として、教職員が日常的に子どもと十分向き合う事ができる条件整備を急ぐこと。
 - 5、地域・学校関係者の連携した取り組みを行政として積極的に支援する役割をはたすこと。
 - 6、安全対策に必要な財源措置を国・県に求め、市独自でも予算措置をすること。

【コ】公民館等の機能向上等

1. 公民館、コミュニティセンター・館との事業の一体化を取り止めること。
 2. 公民館に対し、押し付けの地域人権学習などをおこなわせる事は止めること。
 3. 公民館長の待遇を、館長にふさわしいものに改めること。
 4. 公民館主事の夏・冬の一時金を増額すること。
 5. 老朽化した公民館の改修、建て替えを計画的におこなうこと。公民館主事の採用は「嘱託職員の採用の内規」を厳格に守ること。
- (2) 「福山市研修センター」は、教育センターとしての機能を向上させ、各教科の専門的研究、実験、実習を伴う研究、研修が出来る機能をもたせて発展させ、「総合教育センター」を設立すること。

四 建設・都市行政について

【ア】生活基盤整備を優先し、住民参加で快適な生活環境を形成し、魅力あるまちづくりをすすめること

(1) 新しい都市基盤整備を民主的にすすめること。

- 1、政府、財界がすすめる大企業本位の「民間活力導入」政策、大規模開発優先政策に反対し、自治体へのまちづくり財源と権限の拡充を国に要求すること。
- 2、地域開発・港湾整備計画は、財界のシンクタンクや民間コンサルタントに安易に頼るあり方をあらため、計画の段階から住民参加を保障する。港湾の計画も同様の対応をおこなうこと。
- 3、再開発・都市基盤整備は、大企業本位・財界の「民活」型開発への批判的見地を据え、大企業の乱開発を許さず、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つものとして計画し、公開と市民参加ですすめる。大手デベロッパー主導の町づくりとしないこと。
- 4、市街地の再開発事業は、地元関係権利者の負担軽減、特に弱小権利者の保護などを配慮してすすめること。従前居住者用公的住宅の建設や、再開発ビルの規模を民主的に適正に設定することを重視すること。
- 5、駅前広場整備は、福山市の計画に対して、福山城の外堀石垣遺構を生かしたまちづくりを求める12万人の署名が集まりました。また、貴重な文化財である外堀の石垣を保存活用することは、専門家からも指摘されているところです。地下送迎場は白紙撤回し、外堀石垣を含めた、遺構の保存活用については、パブリックコメントやアンケートなども行い十分市民からの意見を聞く場を持ち、拙速にことを進めないこと。
- 6、「まちづくり委員会条例」を制定し、都市マスタープランの作成、重要な基幹的計画や施設建設、道路建設、地域の町づくり計画に課題ごとに関係市民と公募委員、専門家による「まちづくり委員会」を組織し、素案、計画の段階から市民参加と住民合意ですすめること。
- 7、福山市の公共交通について、とりわけバス路線廃止問題が浮上した過疎地域、交通弱者の交通手段を引き続き確保すること。
- 8、モータリゼーション中心の交通政策、石油中心のエネルギー政策から、鉄道・バス・路面電車・船舶などの公共交通機関中心。環境に優しいエネルギー開発への政策転換を政府に迫ること。市としても、鉄道・バスを中心とした公共交通機関を市民が積極的に利用できるよう政策転換を行うこと。
- 9、住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車高速道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。住民合意が得られていないにも関わらず、なし崩し的に事業を推進することは止めること。
- 10、渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。
- 11、靄港の埋め立て・架橋計画は撤回し、住民参加で住環境整備を進め、歴史的景観を保全すること。重要伝統的建造物群の指定申請は、靄港埋め立て架橋計画と分離して、急ぐこと。
- 12、「景観法が二〇〇四年十二月に制定され、その目的に、「わが国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上ならびに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与する」としています。中核市である福山市は、景観行政団体として景観計画を定めることができますとしています。自然景観・歴史的景観を守る景観条例を定めること。
- 13、市内河川への流入量を増やし、清流を生かしたうるおいのある町づくりをすすめること。
- 14、港町の水路改修計画は住民の意見を取り入れ計画を推進すること。
- 15、電線の地中化を促進させること。
- 16、建築基準法の日照基準を強め、近隣商業地域も適用するよう政府に改善を迫ること。
- 17、ラブホテル建築規制条例をつくること。
- 18、競馬場の場外馬券売り場の増設や、船券売り場・サッカーくじ売り場の設置など、新たなギャンブルの拡大はやめること。

19、防犯灯を大幅に増やすために、設置費補助制度をつくること。
20、神辺地区まちづくり事業については、土地区画整理事業地域の地権者の賛成が四一％に過ぎず、住民合意は得られていません。新年度都市計画決定を強引に行うのではなく白紙撤回すること。

(2) 生活環境整備優先で快適な住環境を整備すること。

- 1、生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。
- 2、幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。ガードパイク、ガードレール、カーブミラーを設置し、市民が安全に歩行できるようにすること。
- 3、児童の通学路の安全対策を強化すること。
- 4、交通事故防止のための諸施策を遅滞なく、すすめること。
- 5、各地域の下排水・用水路の改修整備をすすめること。
- 6、市内中心部の商店街に公営駐車場の増設をはかること。
- 7、新涯大橋に歩道の設置を行うこと。
- 8、入江大橋付近については、天当神社付近の産業道路より一文字堤防に向けて架橋し、交通の分散化を図ること。
- 9、松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊しています。これらへの対策強化を関係機関と連携して強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。
- 10、雨水保留池の確保を計りながら、深側溝の解消を行うこと。
- 11、水路転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を行うこと。

(3) 市営住宅をはじめ、良質ですみよい住宅作りを推進すること。

- 1、政府に対し、借家の期限がきたら自動的に借家から追い出されたり、中途解約できないなど、借家人の居住の権利をうばう「定期借家制度導入法」の撤回を求めること。
- 2、低家賃公営住宅の増設を進めること。とくに市中心部へという市民の要望にもこたえた計画策定をすること。公営住宅に単身者用、障害者・老人向けを増やすこと。「借り上げ」住宅制度もつくること。
- 3、若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を創設すること。
- 4、市営住宅の収入住居制限を大幅に緩和する。低所得世帯への減免制度を拡充すること。
- 5、市営住宅の高齢入居者には、異常が察知できる緊急通報システムをつくり、一人暮らしでも安心して住めるようにすること。
- 6、老朽化住宅の建て替えを居住者の同意を得て進めること。
- 7、市営住宅の電力容量アップ化・集中アンテナ化・屋上の防水工事・結露防止対策などに積極的に取り組むこと。木造や建て替え計画のある市営住宅の老朽化に伴う修繕を行うこと。
- 8、家賃減免制度の新設と住宅ローン減税の拡充を国に求めること。
- 9、住民本位の町づくりを推進するため、住民がみずから選定する専門的な「まちづくりコンサルタント」への公的な援助策を確立すること。
- 10、借地・借家人の既得権を擁護し、発展させる。借地・借家人をおびやかす底地買いに、必要な規制を加えられるようにすること。高齢世帯・単身者世帯・母子家庭などを不当な借地・借家条件から守るよう対策をとる。
- 11、住宅貸付金制度は、限度額や貸付枠を増やし、利率の引き下げなど、貸付条件を改善すること。
- 12、公営住宅建設の国庫補助金・補助率を高めるよう政府に求めること。
- 13、公営住宅法の改定にともない、自治体の裁量権を生かし、次のことを具体化すること。
 - ①地域係数、近傍同種家賃の設定などに創意を生かし、家賃値上げの抑制に努めること。
 - ②家賃の減免制度を拡充し、居住者への周知徹底を図り、安心して居住できるよう特段の配慮をおこなうこと。
- 14、高年齢者特定有料住宅への家賃補助制度をつくること。
- 15、大企業による、派遣労働者の雇い止めにもない、寮などから追い出される派遣社員について、住まい

確保のため市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。

16、雇用促進住宅の廃止を行わないよう国に求めること。

(4) 上・下水道の整備促進をはかること。

- 1、公共下水道整備を促進し、市民の下水道使用料を低料金に抑えること。
- 2、下水道建設に当たり、施工にあたって無理のない工期を設定し、振動・騒音、家屋被害などへの対応に万全を期するよう努めること。
- 3、特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備などへ住民が選択できるような情報を公開し住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。また維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。
- 4、公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国への働きかけること。
- 5、下水道の初期投資起債の償還額は、一般会計から貸付、下水道事業の利息負担を軽減すること。
- 6、下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ求めること。
- 7、下水道使用料は市民生活と中小企業には低料金とすること。市民税非課税世帯も減免対象とするなど使用料の減免額を引き上げるとともに、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度の拡充をはかること。

(5) 市民に、安全で安くて良質な水を安定的に供給すること。

- 1、水源、浄水場、配水池、給水栓における水質監視、水質検査に万全を期すること。
- 2、水源の汚染防止、ビルなどの地下水くみ上げの規制、工業用水やビル用水の浪費を防ぐとともに、クロードシステムなどリサイクルによる有効活用を図る。また、海水の淡水化の開発をすすめること。
- 3、飲料水の未給水地区の解消を急ぎ、助成を充実させること。
- 4、水道料金は低料金に抑え、低所得世帯への減免制度の拡充をはかること。
- 5、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対称とした減免制度を拡充すること。
- 6、生存権にかかわる、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 7、JFEなど大企業への工水の価格を引き上げ、余剰金をつくって第六期拡張計画などの財源に充てるとともに、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 8、八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 9、共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。

【イ】災害対策

かつての阪神・淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震が起きていることから教訓を生かした対策が急がれます。世界に類例を見ない地震国・日本で国民の生命と財産を守る対策は急務となっています。

そのために、①地震に強い国土作り、都市づくり、②消防能力等地震発生時の即応体制、③観測と予知体制の抜本的強化の三つを柱とする総合的で抜本的な対策を国家的プロジェクトとして進めること。

また、これを法的に裏づけるために、「震災予防法」「大都市防災対策特別措置法」制定を求めること。

「東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、福山市は県内とともに指定地域となり、対策が求められます。国に対し必要な予算措置を強く求めること。

さらに、以下の諸点について、国、県に要求し、市として対応を迅速に行うこと。

(1) 震災に強い国土作り、町づくりを進めること。

- ① 政府に耐震基準の抜本的見直しを求め、高速道路、橋、新幹線の橋梁など既存の大型建築、構造物の総点検と、補強工事を求めること。

② 主要な建築構造物の総点検を行うこと。

震度七の直下型地震に耐えられるよう耐震基準（現在震度五）を見直し、学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管などと、現在建設中の大型プロジェクトなど、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、必要な補修、改修、計画の見直しを行うこと。

電力、水道、ガス、通信等ライプラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取ること。

③ 液状化の被害に備え、学者・専門家も加えたアセスメント（影響評価）を行い、対策をとること。田

尻沖の人工島などの開発は見直すこと。

④ 急傾斜地（崩壊危険箇所が一千七百三十八ヶ所（二〇〇八年四月一日現在）あります。土石流危険溪流などの災害対策を強め、老朽ため池の改修を急ぐこと。小規模復旧事業の予算増額を県に求めるとともに、市として増やすこと。

⑤ 災害危険箇所を示した防災マップを全世界帯に配布すること。

⑥ 石油コンビナート、シルト層上の箕島工業団地などの防災対策を特別強化すること。

⑦ 人口密集地において、防災拠点や避難場所、公園・緑地を増やすこと。

⑧ 個人住宅耐震化促進を：08年3月に策定された「福山市耐震改修促進計画」が目標とする2015年までに個人住宅の耐震化率90%実現に向け、○耐震改修助成制度を創設すること。○耐震改修促進税制を創設すること

(2) 震災地等の即応体制の抜本的強化をはかること。

⑨ 消防力基準の緩和を許さず消火施設、体制の抜本的強化を。

国の消防力基準の緩和により、現在、消防職員数の、二〇〇六年四月一日現在充足率は、八十七、七％であるが、予防職員は七十二、三％です。火災と救急に同時に対応できない消防署さえもある。また、職員増をはじめ、消防職員を抜本的に強化し、平時から震災への対策をとること。県に補助を求め、国へも補助金の大幅引上げを求めること。消防署所も、充足率も九十三、八％であり、市民の生命財産を守るためにも、常備消防体制の整備のため増設を行うこと。

⑩ 消防団員の処遇を改善する。消防器具の点検。整備や訓練についても手当を支給すること。

⑪ 消防団器具庫の用地確保について、市の予算をつけること。

⑫ 災害救助法による食料、衣類・寝具、医療などの給付水準を引き上げること。仮設住宅設置を迅速かつ十分に行えるよう分散備蓄する。

⑬ 停電や電話が途絶した場合でも情報を正しく伝えられるよう、防災無線などを充実させる。

⑭ 救急体制を強化充実させる

(3) 地震観測と予知の体制を強化すること。

⑮ 政府に、福山測候所に職員配置を求めること。

⑯ 深井戸式地震計、海底地震計、体積ひずみ計、GPS（全球測位システム）などの総点検を行い、市民に公表するとともに対策をとること。

(4) 大雨時の災害対策を強めること。

⑰ 市内各地の水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。

⑱ 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。

⑲ 町内会や消防団と協力し、砂袋、交通遮断ゲート等の配置を迅速に行うこと。

⑳ 古くなっている農業用井堰の改修を進めること。

㉑ 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
㉒ 手城川（二級河川、県管理）の高潮時のあふれによる浸水被害を防ぐための流域治水対策事業の進行を急ぐこと。

㉓ 津之郷の排水体制を強化して、大雨被害の解消をすすめること。

㉔ 鞆町原地区の浸水を防ぐ抜本対策のため、原漁港の整備を急ぐこと。地下遊水池建設を早急に行うこと。

㉕ 道路や敷地下の土石が海に流出し、空洞化が懸念されます。早急な調査、対策をおこなうこと

㉖ 浸水地域の逆流防止弁を早急に設置すること。

㉗ 内海町の県道について、護岸に欠落や空洞のあるところは損壊の危険性があるので、道路改良を緊急におこなうこと。南西、南東の強風が当たるところは、県道沿いに消波ブロックを設置し、道路損壊を防止すること。

(5) 災害被災者への支援助成制度の拡充について

1. 被災者の相談窓口を設置すること。

2. 緊急支援助費制度は、無担保、無保証人、無利子の融資制度に拡充すること。（利子補給、保証料免除の手立てをとること。）返済期間を長期に改善すること

3. 災害見舞金の金額を引き上げること
4. 床下浸水についても。支援の対象にすること
5. 消毒薬の散布は、保健所の専門家でおこなうこと
6. 単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除など援助すること
7. 災害ゴミの収集は、事業系ごみについてもおこなうこと
8. 国の被災者生活再建支援法について、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること
9. 住宅再建支援制度の具体化を進めること

【ウ】公正な入札・契約制度に

- (1) 電算業務について随意契約から、一般競争入札へ転換を
電算業務は、いったん受注するとその後は、システム開発、機器調達、オペレーター、メンテナンス
が必要となります。行政も、システムの保守、運用について精通しているとの理由から、随意契約を継
続することになり、契約金額が高くなっても契約を中止することができません。随意契約は、一般競争入
札に比べ高額になることから、一般競争入札に転換すること。
(2) 暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さず、公正明朗な契約制度の確立で談
合を排し、適正な発注と施工を確保すること。下請業者の保護を徹底させること。
当面以下の改善を求める。
 1. 暴力団とその関係者の排除について
 - イ. 福山市建設工事暴力団対策要綱を有効なものにするためには、司法機関との密接な連携はもとより、
市民や建設事業者（下請を含む）が被害の実態を関係機関に安心して報告できる体制をつくることであ
る。（報復措置を受ける心配を取り除く）
 - ロ. 市民や業者からの「通報待ち」にとどまらず行政が特別のプロジェクトの体制をつくり情報収集をお
こなう。
 2. 談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度について
 - イ. 公開入札の実施
 - ロ. 最低制限価格の事前公表
 - ハ. 条件付一般競争入札の拡大
 - ニ. 国に対し、公契約条約の批准を求め、公契約条例の制定すること
 3. 下請業者の保護
 - 福山市の工事請負契約には、施行体制台帳の提出が義務付けられ、◎下請け代金額、◎下請負部分の
工事内容、◎主任技術者の名前、◎技術者資格等を記載することになっている
 - この厳格な実施とともに、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け業者や現
場の作業者などから、工程管理だけでなく、下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）
についても指導、監督をおこない、下請けが不当な扱いをうけないようにする。
- ④ ◎下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務◎下請け代金減額の禁止◎
返品禁止◎買い叩きの禁止◎購入強制の禁止◎報復措置の禁止◎割引困難な手形の交付の禁止
など下請け二法にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。

五 商工・労働行政について

(1) 不況から中小企業、地元商店街、小売商店の営業とくらしを守ること。

- 1、市発注工事、物品購入など、市内中小企業優先発注を堅持し、件数、金額の目標を定めて取り組む。各部課別の発注実態をつかみ、内容を分析し向上させる。分割発注、共同発注を積極的に進めると。
- 2、公社、市外郭団体の工事発注なども、市に順ずるように指導強化すること。大企業の市内民間建設にあたっては、市内中小企業への分離分割発注、共同受注に協力するよう積極的に指導する。また、推移と成果を把握すること。
- 3、経営を持続する意欲がありながら、一時的に経営が困難な中小業者に対し、無利子・長期返済の「経営資金融資」制度を作ること。
- 4、信用保証協会への市出資を増額し、信用保証をさらに受けやすくすること。信用保証を縮小するいわゆる「部分保証」を撤回するよう求めること。
- 5、政府系金融機関の統廃合や民営化しないことを国に求めること。また、中小企業金融安定化特別保障制度の再開を国に求めること。
- 6、市として、中小業者に無担保、無保証の融資制度、不況融資制度を作ること。
- 7、既存の融資制度を改善し、返済期間の延長、さらなる金利の引き下げを図ること。また、利子補給、保証料の補填を行うこと。
- 8、金融機関が「貸し渋り」・「貸しはがし」をしないよう行政指導・要請を行うこと。
- 9、高利商工ローンやヤミ金融被害の相談窓口の拡充をすること。
- 10、地元小売業者と商店街の状況を把握し、振興をはかること。
- 11、納税者憲章制定を国に強く働きかけること。
- 12、中心商店街の宅地について固定資産税の軽減措置をとること。
- 13、「住宅リフォーム助成制度」「小規模工事等希望者登録制度」の創設で、地元中小業者の仕事を確保すること。
- 14、所得税法第五十六条の廃止を国に強く求めること。

(2) 地場産業、伝統産業の保護育成

- 1、伸鉄、琴、下駄などの伝統産業や繊維、食品などの地方の資源を活用しての新技术や製品の開発、市場の開拓、中小企業団地、工場の整備や後継者育成対策など、きめ細かく総合的な対策を進めること。
- 2、い草、備後畳表の振興策を図ること。

(3) 労働者の暮らしと権利をまもること

- 1、緊急に雇用・失業問題の打開策を打ち出すこと。
- 2、全ての労働者に人間らしい生活を保障するため、週四十時間労働、週休二日、年二〇日間の有給休暇、「サービスクル」根絶、残業時間規制などをもちこんで、労働基準法を抜本的に改正するよう国へ要求する。また、「解雇規制法」をつくるよう要請する。
- 3、労働法制の改悪を撤回すること。「女子保護」規定の撤廃、労働時間の最低基準を崩壊させる新裁量労働制と変形労働制の弾力化、短期雇用契約制度を撤回させること。
- 4、障害者の法定雇用率を遵守させ、拡大に努める。未達成企業は公表する。
- 5、パートタイマーや派遣労働者の労働契約、労働条件の相談窓口を設置し、国に「均等待遇」を確立する法制定を求めること。法の遵守を雇用主及び派遣受入れ企業に徹底し、非正規雇用への差別・格差をなくす公的役割を果たすこと。関係事業者の合意の上で、パートタイマーの雇用保険の適用、退職金制度を確立する。
- 6、若者への就職訓練の機会を大きく増やすなど、雇用拡大へ特別に支援策を充実させること。
- 7、労働者の健康保持のため、特に、中小零細企業の労働者の健診体制を充実させ、関係部課が連携して有病率調査をおこない、予防策に役立てる。

- 8、労働死傷災害事故をなくすため、市は労働者保護、安全優先の立場で実態を調査し、災害を発生させないよう関係機関と協力して厳格に指導する。災害発生の場合、徹底究明をおこない公表させる。補償も充分行わせる。
- 9、職場でいじめやいやがらせ（ハラスメント等）、人権じゅうりん、思想差別を止めさせる。告発のある企業への調査をおこない、内容を公表する。配転、出向などは、労働者の意思を尊重して、合意を前提とし、強圧、強制的な行為をさせない。
- 11、高齢者就労事業の拡充をはかる。また、完全失業者の約半数を占める若年層への雇用確保をはかる。
- 12、失業給付期間の延長を政府に要求すること。失業中の生活保障と再就職の道を援助すること。
- 13、職業訓練の機会を臨時的な措置や民間の専門学校なども活用して拡大するよう国に求めること。
- 14、全国一律最低賃金制の実現と、大幅引き上げを求め、当面1時間1000円の実現を求めること。
- 15、過労死を発生させない防止策の強化と遺族救済のため、労災認定させるための努力を市としてもおこなう。そのための市の相談活動を進める。
- 16、福山市として、地元経済と市民の雇用を守る立場で、市内の、主要企業へ企業の社会的責任を果たすよう申し入れる。
- 17、市として、教育、保育、保健、介護、消防等、公的な雇用の拡大に努めること。
- 18、市内の外国人労働者の、就労実態の調査を行う。

(4) 文化・観光・スポーツの振興

- 1、文化予算を増やし、市民の文化活動の推進をはかる。
 - ① 文学館は、広く市民から意見を聞き、さらに郷土の文学資料の積極的な収集をはかり充実させる。
 - ② 芸術文化ホールの市民の文化芸術活動は無料または低料金で提供すること。
 - ③ 福山市芸術文化ホールの転倒防止等事故防止のため、安全対策を進めること。負傷事故の場合の保険対応を行うこと。また、利用者の駐車料金は無料とすること。
 - ④ 図書館への司書配置を強化し、市民の多様な資料提供、要望に応えられるよう体制を強化すること。
- 2、子ども・青年をとりまく文化・スポーツ環境の改善
 - ① 子どもたちが最良の芸術文化に接する機会を増やすために、そのための文化活動にたいする奨励、助成措置を拡充する。
 - ② 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演、地域や学校への助成措置を拡大し、公共施設の利用などにあたっては、便宜をはかる。
 - ③ 親子映画、親子演劇などの鑑賞、地域文庫など親子の自主的文化運動を発展させる公的な助成をおこなうこと。
 - ④ 子ども科学館、博物館を建設する。
 - ⑤ スケートボードやローラースケートができるロード公園を市内各地に整備し、健全な遊び場を提供すること。
 - ⑥ 青少年が自主的に運営できる青少年施設を作ること。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保証すること。
 - ⑦ サッカーJリーグをギャンブルの対象にする「サッカーくじ」の廃止を国に求めること。
- 3、文化遺産の保護
 - ① 無形文化財や伝統的な風土芸能など技艺継承事業を拡充し、保存団体などへの助成をひきつづき強める。
 - ② 市内の伝統技術・技能を継承している専門技能者への援助をはかり、伝統文化・技術の市民への普及・啓蒙活動をすすめる。
 - ③ 文化財の調査、発掘、保存、展示や各種工事の際の文化財保護を法に基づき厳格に行うこと。
 - ④ 文化財保護のため、所有者に支払われる保存などの費用の増額を国、県に求める。
 - ⑤ 福山城博物館、輶の歴史民族資料館等、市内の博物館、資料館の一層の充実をはかること。
 - ⑥ 市内の文化財や伝統的芸能の存在を広く市民に資料提供すること。
- 4、市内の歴史的風土、建築物、町並み・街道を保存し、歴史的な遺構や歴史的町並み・景観の保護整備

計画を作ること。

5、観光の振興に努めること。

福山市には、福山城や、全国に誇る鞆の浦など、豊富な観光資源がある。市民はもとより、全国にその価値を発信するなど、振興策を充実させること

6、言論、芸術表現の自由を守る

① 市立図書館で、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言に基づき選定は公平 公正を期すること。

② 「差別用語」「不快用語」の名で、市民の文化活動への不当な干渉はやめ、自主的文化活動を援助する。

③ 市立図書館の図書数を大幅に増やし、利用時間は、利用者、サークル、団体などの意見を聞いて、市民生活の変化に対応して時間延長をおこない、夜間利用も出来るようにする。

7、美術館の収蔵品を増やし、運営を充実させるための予算を増やす。

8、市民スポーツ活動と余暇活用施設を拡充する。

① 福山市スポーツ振興計画は、「市民がいつでもどこでも楽しめる身近なスポーツ施設づくりの計画」「指導員の増員など公的な体制充実」「施設運営の市民参加」等を重視したものに練り直し、スポーツの民主的・市民的發展をめざすこと。

② 青年のために、

イ、スポーツ施設を増設すること。

ロ、ナイター施設を整備すること。

ハ、芦田川河川敷の解放面積を拡大すること。

ニ、学校グラウンドの夜間照明を無料にし、中学校でも計画的に設置すること。

③ 温水プール付きのスポーツセンターを市内に数箇所つくる。小中学校の老朽化したプールを改修して広く市民に開放すること。

④ 子どもたちが安心してソフトボールもできる運動広場を、小学校区ごとに作る。

⑤ スポーツ愛好家の多様な要求に対応し、「スポーツ教室」や「大会」など、開催回数を増やす。市で主催、後援するスポーツ大会行事を市民に広く知らせる。

⑥ 体育指導員を増員して研修を充実させる。地域で指導者がスポーツを普及できるように養成に努力する。

⑦ 余暇・スポーツ・文化施設の「総合ガイドブック」を作成し、余暇利用の情報提供と関連施設の運営を効率的に高めること。市内の憩いの森の整備を促進し、市民がいつでも快適に利用できるようにすること。また、キャンプ場の一層の拡充をはかる。

⑧ グランドゴルフ場、ゲートボール場を、市民要望にこたえ、増設すること。

六 農林畜産、漁業の振興をはかる

政府が進める品目横断的経営安定対策を中心とした「農政改革」は国際競争力を理由に、担い手を一部の認定農家や農業経営法人に限定し、小規模農家、兼業農家を排除しようとするものです。

これは、農業生産のいっそうの衰退、食料自給率の低下とともに農村地域の崩壊をひどくするものです。

(1) 市内農業・畜産・林業を守り、発展させる。

- 1、コメをはじめ、農畜産物の輸入自由化、価格の市場化に反対し、日本の農業を守る。国の輸入偏重政策を改めさせ、「日本の食糧は日本の大地から」の立場に立った、農業振興に力を注ぐ。そのため、WTO協定の改定、セーフガード（緊急輸入制限）を発動し、日本の食糧を守る。米の減反政策をやめること。
 - 2、輸入食料品の農薬汚染などの検査体制を強め、汚染食品の輸入規制を強化するよう政府に申し入れる。輸入米、ブレンド米、すべての遺伝子組み替え食品の表示を義務付けさせる。
 - 3、福山港に荷揚げさせる輸入野菜を、直接検疫する体制を作らせること。
 - 4、新農業基本法の撤回を求め、「価格の市場化」を撤回し、生産費を償う米価の補償制度を復活させるよう政府に働きかけること。
 - 5、全ての農家に農業、肥料などの経費に対する助成措置をとる。
 - 6、農業用機械の修理、修繕費用を助成する。また、農業用機械の共同購入などに対する資金の低利、長期の貸付制度を創設する。
 - 7、都市農業を守るための対策を早急にはかり、都市農業振興策を策定すること。休耕田の復田など、水田農地を守るため、国に対策強化を求めるとともに、市としても助成策を検討する。
 - 8、後継農業者を育てるため、農業経営に関しての情報、技術について啓蒙を図り、自立のための教育、研修を行う。
 - 9、農産物の福山ブランド・特産品の振興・支援策を充実すること。
 - 10、市民が土と緑に親しみ、収穫の喜びを味わえるよう、市民農園、学校農園を積極的に増やす。
 - 11、松くい虫対策を強め、抜倒・下刈りをおこなえる制度を抜本的に強めるなど、造林、営林対策を強める。市としても、木材の活用・流通促進・販路拡大など振興を図ること。
 - 12、圃場整備、用水路の整備改良、農道整備、小規模農業団地の基盤整備などを積極的にすすめる。
 - 13、圃場整備については、全員合意の取得など採択基準を厳格に守り、強引な整備は行わないこと。
 - 14、食肉センターの施設の改善と最新化を進め、市民に新鮮で安くおいしい安全食肉の供給を図るとともに、畜産業の発展に寄与すること。内臓の処理を清潔にし、危険部位の焼却施設を設置すること。BSE検査は、全頭検査を堅持するよう国に対して強く求めること。市独自にも引き続きおこなうこと。
 - 15、農地にたいする下水道受益者負担金は、宅地への変更時点で課すようにすること。
 - 16、農作物に被害を与える有害鳥獣対策を、迅速かつ効果的なものに拡充すること。
- 近郊農業の田畑への固定資産税を引き下げること。

(2) 漁業の振興を図る。

- 1、瀬戸内海の手取採取禁止の方針を堅持することを国・県に求めること。
- 2、豊かな漁場作り・・・沿岸漁場の埋め立ては原則として禁止すること。国に「沿岸漁場整備開発」事業などの規模を拡大させ、市も援助して、漁民の要求、意見にもとづき、地域の条件に即した増養殖場の改良、造成、適種種苗の生産、放流、漁場の多面的利用が出来るようにすること。走島近海の『いりこ』漁を振興するための援助と指導をおこなうこと。
- 3、走島の島内の生活環境整備をすすめること。
- 4、鞆、走島連絡線は往復回数を増やすこと。
- 5、秩序ある遊漁の振興・・・地域の実情に即した対策作りと釣り場の安全や、宿泊施設の整備、釣りに漁場を汚さないなどの啓蒙活動への援助を強めること。遊漁船の安全確保の指導を強めること。
- 6、内海町横田漁港入口の一文字堤防に、潮の通過路（穴）を緊急に設置するよう県に働きかけること

(3) 福山競馬について

福山市営競馬事業は、戦後復興の当初目的はすでに終えたものであり、全国的に見ても、サラブレッド導入によって、収益改善の展望が開けるものではない。

- 1、累積赤字解消の見通しが立つものではなく、廃止に向け、関係者と協議に入ること。
- 2、廃止後の従事員の就職先についても努力すること。
- 3、女性や子どもを巻き込む振興策・イベントはやめること。

七

人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

わが党が強く求めてきた同和特別対策の諸制度を廃止したことは評価できるものです。

しかし、部落解放同盟への特別扱いを継続したあり方は認められない。同和行政の完全終結を明確に示すことを求めます。

「人権擁護法案」は、報道や国民の表現の自由に介入する危険性があります。教育・啓発問題では、国や行政の関与は国民主権・国民教育権の確保のもとに、条件整備に限定しています。憲法の厳守を国に強く求めること。

(1) 「福山市人権施策基本方針」を抜本的に見直し、市民に「人権・同和」啓発の押し付けを止めること。行政主導の「人権・同和」の「住民学習」を廃止すること。

(2)

「解同」との窓口一本化を破棄して、行政の主体性を確立すること。

1、「解同」に強要された反市民的な「同和三原則」(①部落解放同盟福山市協を唯一の交渉団体とする。②同和施策については「解同市協」と協議して実施する。③未組織地域の同対事業を無定見にはおこなわない。) 確認書を破棄し、行政の主体性を取り戻すこと。

2、「解同」市協への補助金を廃止すること。

3、人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、コミュニティセンター、コミュニティ館を児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする事。

(3)

清潔・公正な行政に

①市政への住民参加の道をひろげること。

2、「情報公開条例」を制定したが、「公開の原則」を貫くこと。また、「国との信頼関係を損なう」「政策意思決定形成過程」との理由で非公開にすることは、住民の行政参加を妨げるもので、認められない。

3、計画策定や、公共施設建設にあたっては、素案・計画・実行の各段階での住民参加を保障すること。

4、各種審議会、行政委員会の公開と民主化をはかる。各種食糧費、市長交際費、議長交際費、東京事務所費の見直しをおこなない、必要最低限のものに縮小すること。

5、議会の海外視察は当面中止すること。

②政治倫理の確立のための、福山市議会議員および市長の資産等の公開等に関する条例を一層市民の願いにこたえ、実効あるものにするために、次のような改正を行うこと。

1・資産報告義務者を市議会議員と市長だけにせず、助役、収入役、水道企業管理者、教育長も加える。また、水道企業管理者、教育長は本人のみ、それ以外は、本人と配偶者及び扶養または同居の親族報告義務者とする事。

2・企業・団体よりの献金は禁止とすること。

3・資産等報告内容は、貯金、預金及び有価証券は種類、金額にかかわらずすべて報告すること。

4・美術工芸品に加えて宝石類、貴金属及び金塊も含め、取得価格五十万円を越えるものは報告すること。

5・ゴルフ場利用に関する権利については、その全てを報告すること。

6・貸付金についても、金額の多少に関わらず報告すること。

7・資産等補充報告については、新たに取得したものだけでなく、処分したものも報告する。

8・所得等の報告内容では、贈与により取得したものは、一件あたり三万円以上、もてなしを受けた場合、一件あたり五万円以上については報告する。

9・審査会の委員は、数名を議員外から増やす。

10・有罪判決後における釈明については、有罪の対象を贈収賄罪、職権乱用罪、横領罪、詐欺罪、公職選挙法違反とする。

③議会の審議権の尊重、議会制民主主義をつらぬく行政執行を。

1. 都市整備公社への事業委託に見られる行政の重要部分の執行が、議会審議から離れて行われるような議会軽視を改め、議会の審議権尊重、議会制民主主義の立場をつらぬく行政執行とする。

2. 議会の承認なしには原則として、予算の流用、請負契約、公有財産の処分などはしない。

3. 重要案件については臨時議会を開いて議会の審議を得るなど、いたずらに専決処分をしない。
4. 都市計画や開発事業の策定、機関委任事務をふくめ、行政執行全般についての議会の審議権を保障する。
5. 市長、助役、教育長、代表監査、収入役は、常任委員会、特別委員会、決算委員会にも、原則参加すること。

④密室政治をやめ、市民に開かれた清潔で公正・明るい市政を。

1. 建設行政の密室性を一掃し、民主・公開の原則をたらぬく。
2. 議員及び市民が求める諸資料の提出を拒むことは改め、速やかに要望に応じる。
3. 公共事業の発注は、特定業者への「偏り」を改め、全ての認定業者へ公正に入札、受注機会が与えられるよう改善すること。

⑤「全体の奉仕者」の立場をたらぬき、職務改善を。

憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員としての市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかる。

「業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、働きがいをもてる職場とすること。

⑥市長を先頭に幹部職員の綱紀粛正を図ること。

1. 今日までの相次ぐ不祥事で市民の行政不信は深まっている。
厳格に法令遵守を徹底すること。
2. 軀港埋め立て架橋計画、福山道路等六路線建設計画、駅前整備計画などに見られるような、強権的な事業計画の推進は行わないこと。
文化財保護法や、公有水面埋立法などを正確に理解し、脱法的な職権濫用は、厳に慎むこと。

【八】 憲法9条の堅持と新テロ特別措置法案の撤回を政府に求め、戦争のない世界の実現と核兵器廃絶のために、福山市が平和非核宣言都市にふさわしい力をつくすこと。

1. 憲法九条の改悪に反対すること

小泉、安倍、福田政権に引き続き、麻生政権も憲法改悪の策動を強めています。自民党の改憲のねらいは、アメリカの先制攻撃の戦争に参戦するために、自衛隊を「戦争のできる軍隊」にし、「海外で戦争できる国」に突き進もうとしています。その焦点は、憲法九条を改変することです。

いまの憲法は、主権在民、戦争の放棄、国民の基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治という大事な原則に立っており、この原則を政治・経済・外交・社会のすべての分野で生かす立場から、憲法改悪にきっぱり反対することを、市に強く求めます。

とりわけ憲法九条は、日本国民が世界にほこる「平和の宝」です。アメリカの「一国覇権主義」の横暴勝手から国連の「平和のルール」を守るうえでも、日本をアジアと世界の平和に貢献する国にするためにも、憲法九条の役割はますます重要になっています。

今、世界では、国連憲章に基づく平和の国際秩序をめざす地球規模での高まりがあり、憲法九条を、国際社会の平和秩序をつくっていく上での指針として評価する動きが強まっています。

世界の平和の流れに逆行する憲法改悪計画を中止させるために政府に強く働きかけるよう求めます。改憲のための国民投票法を撤回するよう国に求めること。

アジアに緊張をもたらし、平和外交の道を閉ざす首相や閣僚の靖国神社参拝の中止を強く求めること。

2. アメリカの国連憲章を踏みこじる理不尽な中東占領と不当なイラク占領・無差別攻撃を直ちに止めるよう働きかけること

イラクの大量破壊兵器保有情報は、最初から誤りであった。アメリカのイラク攻撃は、一片の道理もありません。日本政府に、アメリカ追従をやめるよう強く働きかけること。

3. アメリカ軍はイラクからの即時撤退をするよう政府が米国に働きかけるよう強く求めること

アメリカのイラク攻撃と不当な占領は、何の道理もないだけでなく、中東に新たな紛争とテロを引き起こす元凶になっています。今やアメリカのイラク攻撃は国際的な支持を失い、米国内の批判も一層高まり、米政権を揺るがしています。今やアメリカを支持しているのは日本政府のみといって過言ではありません。政府に対して、イラクへの自衛隊派兵の即時撤退を強く求めること。

4. 国際的に孤立しているアメリカのイラク攻撃を支援する「新テロ特別措置法」案の撤回を、国に強く働きかけること。

5. 有事法制の発動・具体化を許さないこと

米軍のアジアでの先制攻撃に自衛隊、地方自治体、民間企業、国民を総動員する有事関連7法を制定した。政府は、有事関連法制の作業と同時に、戦時対応のための体制作りも進めている。今後は、自衛隊をいつでも海外派兵できる「恒久法」の制定も画策され、恒久法に続き、憲法九条の改悪に本格的に着手しようとしている。日本を「戦争する国」に変えないために、有事関連法の具体化をさせないよう政府に強く働きかける事を求める。

6. 「ミサイル防衛共同開発」への参加を取りやめるよう強く要望すること

二〇〇九年度政府予算案では、米政権がすすめている「ミサイル防衛戦略」に、千百十六億円を計上しています。このことが日本の信頼を損なわせ、アジアの緊張を高める要因ともなっている。「ミサイル防衛戦略」に反対し、日本の参加をただちに中止すること、来年度予算案からの削除を強く要求する

7. 米軍岩国基地の拡張・強化に反対すること

日米両政府は厚木基地にある空母の艦載機部隊を、山口県の岩国基地に移駐させることを合意し、「中間報告」として発表した。

現在すすめている岩国基地の新滑走路の沖合い工事が完成すれば、部隊の移転をするとしている。飛行コースは、広島県西部。被爆地ヒロシマや世界遺産宮島の上空を、百機もの米軍機が、昼も夜も関係なく頻繁に離着陸することになる。

米軍基地強化やたらいまわしを取り止めること、岩国基地・NLP（夜間離発着訓練）機能増強や江田島市沖美町大黒神島へNLP構想は撤回することを国に強く求めること。

8. その他、次の項目を実現すること

- 一. 有事関連法への、市職員の協力は行わないことをはじめ、自治体としての一切の協力を拒否すること。
- 二. 関係自治体と、連携し、「瀬戸内海非核宣言」の自治体を目指すこと。そのためにも、率先して福山港の「非核宣言」を行うこと。
- 三. 沼隈の米軍艦船撤去を求め、神戸方式に学び、核兵器を積載した艦船や軍用機の入港、通過、持込を許さない条例を制定すること。
- 四. 広島県北部における米軍超低空飛行訓練に対して抗議し、中止を求めること。
- 五. 原水爆止福山市協議会などが進めている「速やかに核兵器の廃絶を」署名推進運動を積極的に支援すること。
- 六. 戦争の惨禍を体験し、数多くの被爆者と空襲被災者が居住する福山市において、その人々の反核、反戦平和の願いを行政に生かすため、被爆者援護法の「国家補償」の立場を明確にさせること。
- 七. 福山空襲記念日の八月八日と並んで、八月六・九日を非核・平和実現の行動日とすること。
- 八. ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め、核兵器廃絶を訴え、運動を進めること。
- 九. 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をする。
- 十. 戦災、戦争被害などの資料の収集、保存につとめ、郷土に根づいた平和教育をすすめる。「空襲を記録する会」などの自主的な活動を援助すること。

以上